【概要版】
旧雄物川流域水害対策計画(素案)について

令和8年11月

秋田県・秋田市

【 目 次 】

（1）流域水害対策計画に定める事項

（2）流域水害対策計画の策定状況（全国）

（3）流域水害対策計画素案の内容

（1）流域水害対策計画に定める事項

計画の基本的な考え方

計画期間

計画対象降雨（都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨）

都市浸水想定（現況の評価）

各種水害対策に関する事項

第１回協議会で議論

計画対象降雨を用いて浸水シミュレーション（降雨の分析を含む）

ハード・ソフト

河川管理者主体

・特定都市河川の整備
・河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備　等

下水道管理者主体

・特定都市下水道の整備
・特定都市下水道のポンプ施設の操作　等

河川、下水道管理者以外の者が主体

・雨水貯留浸透施設の整備、その他雨水の一時的な貯留、又は地下への浸透、排水施設の整備　等
・雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本事項

・都市浸水想定の区域における土地の利用
・貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定
・浸水被害の拡大を防止するための措置　等

（1）流域水害対策計画に定める事項（流域水害対策計画イメージ）

基本事項

①計画期間

②基本的な考え方

③目標降雨

④浸水想定

河川管理者
⑤河川整備
⑥雨水貯留浸透施設の整備

特定都市河川の河川管理者

下水道管理者
⑦特定都市下水道の整備
⑩下水道のポンプ施設の操作

特定都市河川流域内の下水道管理者

地方公共団体・民間事業者等
⑧雨水貯留浸透施設整備等
（河川・下水道管理者以外）

あらゆる分野の関係者
農業、森林、
都市計画、地元自治体
など

⑨雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本事項

認定権者：市長
計画認定や管理に関する検討
など

⑪浸水想定区域における土地の利用

ハザード情報に基づく防災まちづくり　など

⑫貯留機能保全区域・浸水被害防止区域指定方針
⑬浸水被害発生時の被害拡大防止措置
⑭その他浸水被害防止に必要な措置

ハードやソフトを含めた被害防止対策　など

指定権者：
貯留機能→市長
浸水被害→知事
指定の方針

（1）流域水害対策計画に定める事項（流域水害対策計画　章立）

【目次構成】

【旧雄物川流域水害対策計画】

令和〇年〇月

秋田県
秋田市

第１章　旧雄物川特定都市河川流域の現状と課題
第２章　特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針
第３章　都市浸水想定
第４章　特定都市河川の整備に関する事項
第５章　特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項
第６章　下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項
第７章　特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項
第８章　雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項
第９章　下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項
第10章　都市浸水想定の区域における土地利用に関する事項
第11章　貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針
第12章　浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項
第13章　その他の浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

特定都市河川の指定等の状況（令和8年9月1日時点）

国土交通省

○「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**

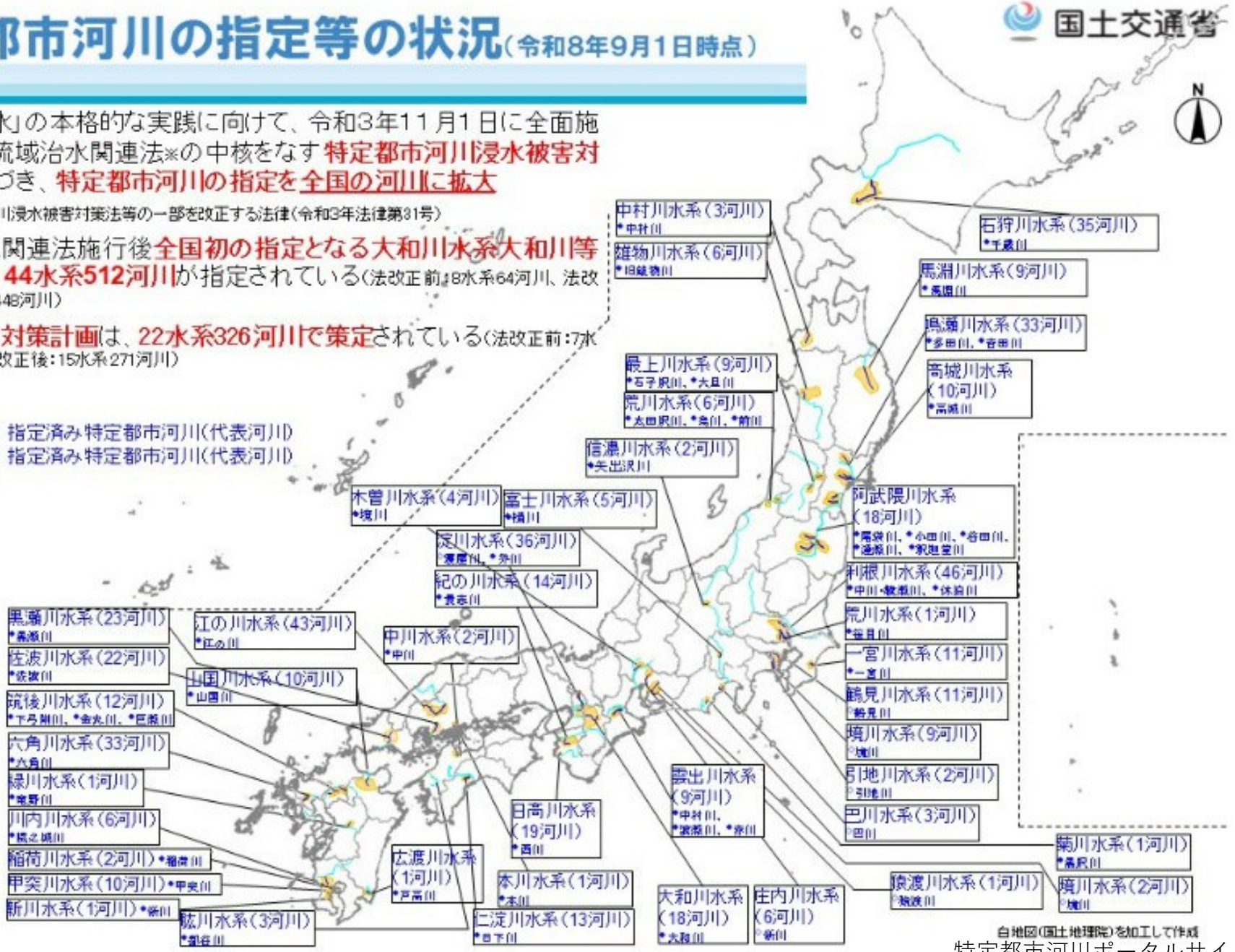
※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）

○流域治水関連法施行後**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**44水系512河川**が指定されている（法改正前：8水系64河川、法改正後：37水系448河川）

○**流域水害対策計画**は、**22水系326河川で策定**されている（法改正前：7水系55河川、法改正後：15水系271河川）

【凡例】

◇：法改正前　指定済み特定都市河川（代表河川）
◆：法改正後　指定済み特定都市河川（代表河川）



白地図（国土地理院）を加工して作成

特定都市河川ポータルサイトより

（3）流域水害対策計画素案の内容

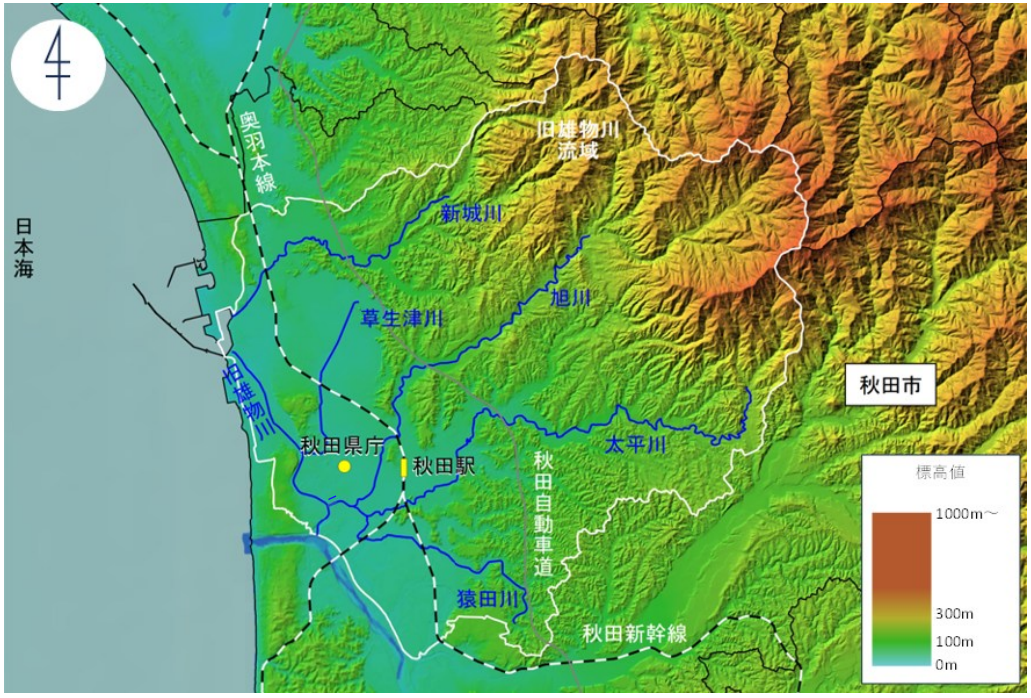
○第１章　旧雄物川特定都市河川流域の現状と概要

第１節　旧雄物川特定都市河川流域・特定都市河川・特定都市下水道の概要

旧雄物川特定都市河川流域は、一級河川雄物川から分派し秋田港を経て日本海へ注ぐ旧雄物川と秋田市北東部の太平山地（主峰：太平山　標高1,170m）周辺にその源を発し、秋田市中心部を流下する支川の旭川、太平川及びその支川の猿田川、新城川、草生津川により形成され、その流域面積は約340km²となる。



旧雄物川流域図　イメージ



旧雄物川流域の標高図

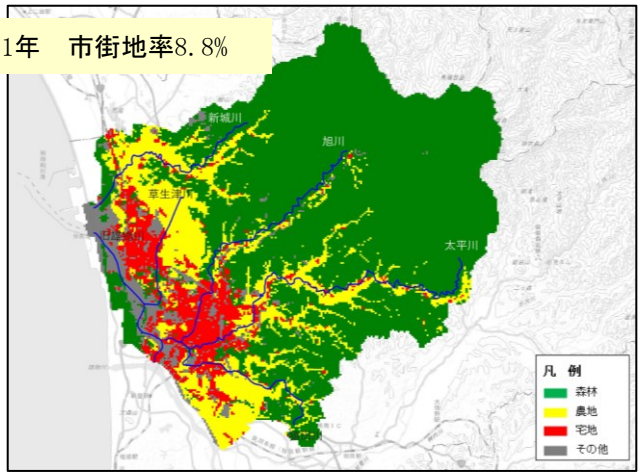
（3）流域水害対策計画素案の内容

○第１章　旧雄物川特定都市河川流域の現状と概要

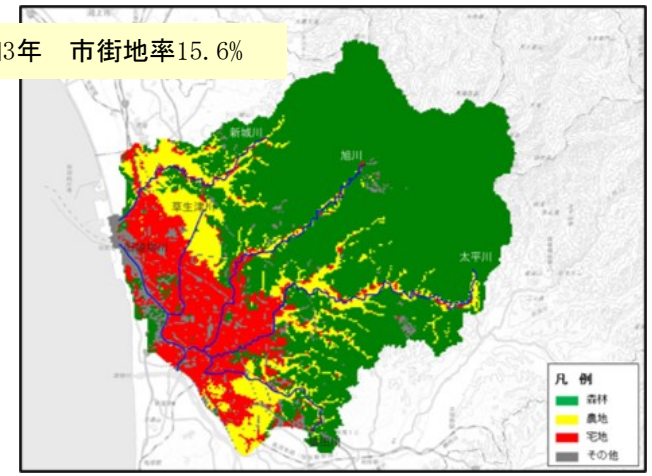
第１節　旧雄物川特定都市河川流域・特定都市河川・特定都市下水道の概要

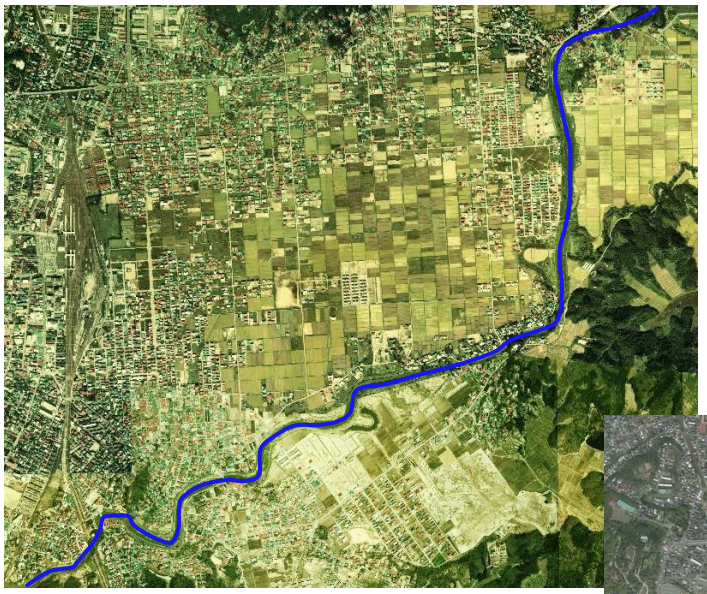
・旧雄物川流域の土地利用状況について、昭和51年（1976年）から令和3年（2021年）にかけて市街地（宅地）の割合が約6.8%増加するなど、市街化の進展が著しい。
・一方、田畑などの農用地の面積は減少傾向にある。

昭和51年　市街地率8.8%

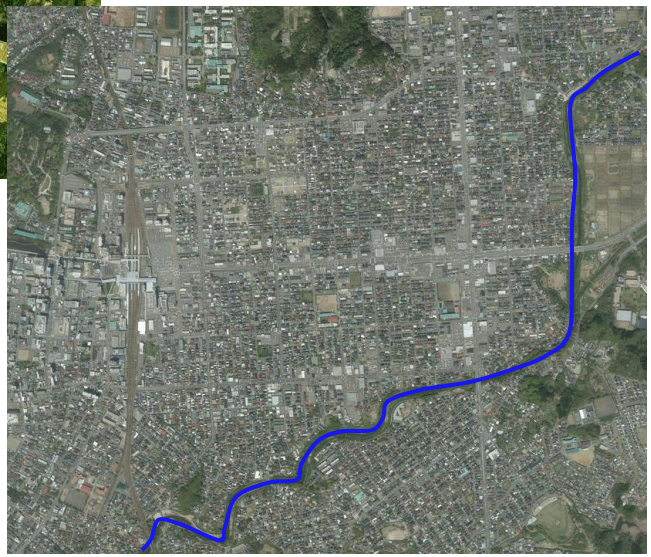


令和3年　市街地率15.6%





昭和51年頃　太平川沿川
（1974～1978年地理院地図）



令和３年　太平川沿川
（地理院地図）

（3）流域水害対策計画素案の内容

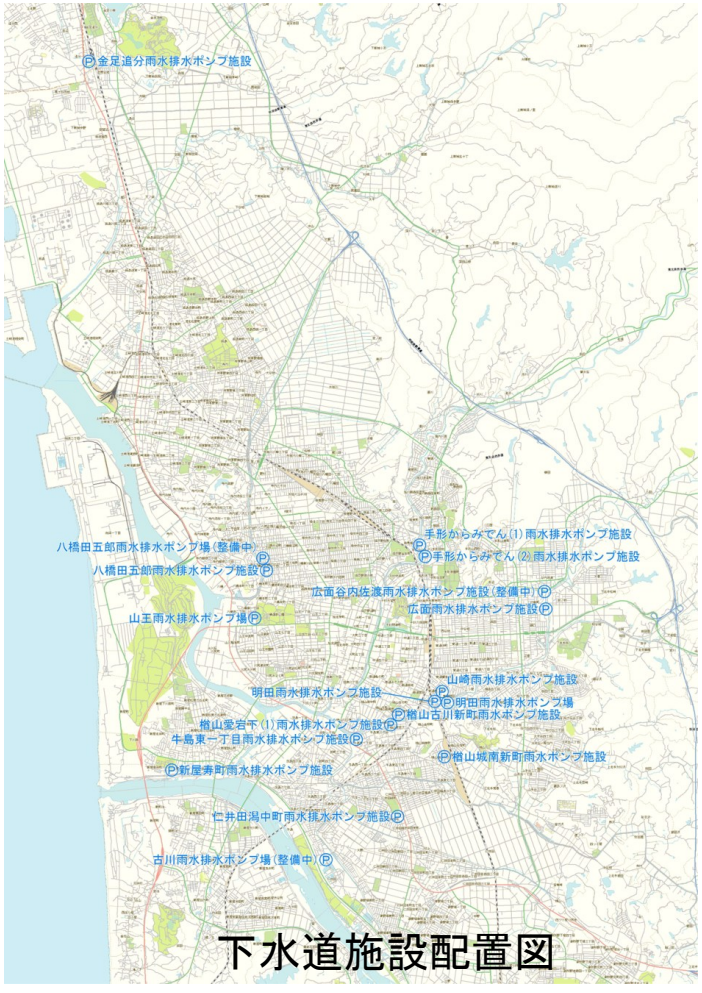
○第１章　旧雄物川特定都市河川流域の現状と概要

第１節　旧雄物川特定都市河川流域・特定都市河川・特定都市下水道の概要

・秋田市の公共下水道（雨水）は、都市下水路事業により昭和29年の古川都市下水路を初めとした16路線で整備されたほか、公共下水道の雨水幹線などの整備にも力を注いできた。
・現在は、下水道事業計画に基づき、確率年を5年または10年として雨水整備を進めている。

内水排除ポンプの整備状況（R8.5時点）

市町村名	ポンプ場	ポンプ能力（m^3/min）	整備状況
秋田市	山王雨水排水ポンプ場	192.0	整備済
秋田市	明田雨水排水ポンプ場	228.0	整備済
秋田市	明田雨水排水ポンプ施設	16.0	整備済
秋田市	山崎雨水排水ポンプ施設	10.0	整備済
秋田市	広面雨水排水ポンプ施設	20.0	整備済
秋田市	楢山城南新町雨水ポンプ施設	4.0	整備済
秋田市	楢山古川新町雨水ポンプ施設	5.2	整備済
秋田市	楢山愛宕下(1)雨水ポンプ施設	6.0	整備済
秋田市	手形からみでん(1)雨水排水ポンプ施設	3.2	整備済
秋田市	手形からみでん(2)雨水排水ポンプ施設	3.2	整備済
秋田市	八橋田五郎雨水排水ポンプ施設	4.0	整備済
秋田市	金足追分雨水排水ポンプ施設	1.8	整備済
秋田市	牛島東一丁目雨水ポンプ	8.0	整備済
秋田市	新屋寿町雨水排水ポンプ施設	2.4	整備済
秋田市	仁井田潟中町雨水排水ポンプ施設	12.0	整備済
秋田市	広面谷内佐渡雨水排水ポンプ施設	36.0	整備中
秋田市	古川雨水排水ポンプ場	660.0	整備中
秋田市	八橋田五郎雨水排水ポンプ場	60.0	整備中



下水道施設配置図

（3）流域水害対策計画素案の内容

○第１章　旧雄物川特定都市河川流域の現状と概要
第２節　旧雄物川流域における過去の浸水被害状況

・旧雄物川流域は、県都秋田市を中心とした県内で最も人口・資産が集中する地域。
・河川の大部分は中心市街地を流れており、洪水氾濫時には甚大な被害が発生してきた。
・特に令和5年7月洪水では秋田市を中心に記録的な大雨となり、6,000棟を超える甚大な家屋浸水被害が生じた。

旧雄物川流域における主な洪水被害

年度	水害発生年月日	異常気象名	河川名	水害面積(ha)			建物被害(棟)			
				農地	宅地その他	計	住家			
							全壊	半壊床上浸水	床下浸水	計
S30	6.25	豪雨災害	秋田市	公表資料なし			1	1,139	1,355	2,495
S39	8.15	豪雨災害	草生津川	152.0	344.0	496.0		245	905	1,150
S62	8.16～8.18	豪雨と落雷	旭川	102.0	2.1	104.1		10	27	37
			太平川	157.0	4.4	161.4		22	89	111
			新城川	474.0	16.0	490.0		52	390	442
H14	8.7～8.12	豪雨災害	旭川	0.0	0.7	0.7		6	19	25
			太平川	95.0	1.1	96.1		53	57	110
			草生津川	40.0	0.2	40.2		0	33	33
			新城川	120.5	0.2	120.7		1	22	23
H19	9.15～9.20	豪雨災害	旭川	0.0	0.0	0.0		0	1	1
			太平川	12.0	0.3	12.3		4	19	23
			草生津川	205.0	0.0	205.0		0	0	0
			新城川	130.7	1.1	131.8		26	134	160
H30	5.17～5.20	豪雨災害	旭川	0.0	0.1	0.1		1	0	1
			太平川	52.6	16.0	68.6		21	26	47
			猿田川	0.0	14.8	14.8		33	134	167
			草生津川	180.2	0.0	180.2		0	0	0
			新城川	231.2	13.6	244.8		53	56	109
R5	7.11～7.20	豪雨災害	旭川	23.3	256.1	279.4	2	1,627	708	2,337
			太平川	296.0	400.0	696.0	1	1,451	1,313	2,765
			猿田川	88.6	206.9	295.5	0	702	766	1,468
			草生津川	134.3	3.4	137.7	1	11	36	48
			新城川	151.9	23.3	175.2	0	120	66	186

令和5年7月洪水の被害状況



旭川



太平川


秋田市道（明田地下道）　浸水状況



古川排水樋門
国・市の排水ポンプ車による排水作業

（3）流域水害対策計画素案の内容

○第１章　旧雄物川特定都市河川流域の現状と概要
第３節　これまでの主な浸水被害対策

◇河川改修等による浸水対策

- 旭川、太平川、草生津川、新城川では、現在も河川整備計画に基づき河川改修事業を行っている。
- 猿田川では、計画的な河川改修事業は行われていないが、局部的な河道整備等は行われてきた。
- 上流の旭川ダムは、発電等の利水目的を持たない治水専用ダムであり、平常時から常時最低水位（事前放流実施時と同等の水位）で運用することで、流域の治水安全度の向上に努めている。

◇公共下水道による浸水対策

- 秋田市では、昭和29年より公共下水道の雨水幹線整備などに尽力してきた。
- 事業開始当初は3年確率の降雨（35㎜/h）に対応する管路を整備していた。
  都市化の進展により雨水が地下浸透できず短時間で管路へ流入するようになったため、浸水被害の解消、軽減を目指し、八橋地区では降雨確率を10年確率の降雨（51㎜/h）に変更し、雨水幹線などの整備を進めてきた。同様にその他の地域では、5年確率の降雨（43㎜/h）で整備が進められている。
- 雨水排水ポンプ場は現在2箇所が稼働しており、最も古いものは平成元年8月に稼働した明田雨水排水ポンプ場で、山王雨水排水ポンプ場は平成4年5月から稼働している。

（3）流域水害対策計画素案の内容

○第１章　旧雄物川特定都市河川流域の現状と概要
第４節　旧雄物川特定都市河川流域における現状の課題

◇河川の課題

- 過去の洪水被害を受けて河川整備を進めてきたがまだ整備途上。
- 下流部は市街地のため、沿川には人家等が連坦し、現河道をさらに拡幅することが困難。
- 太平川や新城川の上流部においても浸水被害が発生しており、人家への浸水被害拡大防止等を図る必要がある。また、上流域で洪水が発生すると氾濫流は、上流では河道と堤内地とを一体として流下し、下流においては市街地部で拡散するおそれがある地形特性である。

◇内水域の課題

- 現状、市街化の進展等により、内水氾濫が生じている。
- 浸水対策を行ってきたが、排水能力が不足する箇所があるため、今後も整備を推進する必要がある。
- 洪水時には河川水位が上昇し、内水域からの十分な雨水排除が困難な状況や排水先の河川の容量が不足する状況となる可能性があり、排水先の河川の整備状況を勘案した下水道計画を検討していく必要がある。

◇流域の課題

- 旧雄物川流域では、下流域に人口・資産が集中しており、立地適正化計画の都市機能誘導区域、居住誘導区域にも指定されている。また、市街地部は、土地利用面で制約（水害リスクの低い土地への移転や対策の早期実施は困難）を抱えているため、浸水被害を軽減するには、ハード・ソフト対策を総合的に進める必要がある。
- 雨水の貯留機能を確保するため、貯留施設等の設置や土地が元来有している貯留機能の保全などを図る必要がある。
- 令和５年７月１４日からの大雨では、情報伝達や避難所機能の遅れ、河川・排水施設の能力不足、罹災証明発行の長期化等が主な課題となっている。なお、課題の分析や必要な対応等については、「令和５年大雨災害の検証と今後の対応」としてまとめられ、ＨＰにて公開済み。

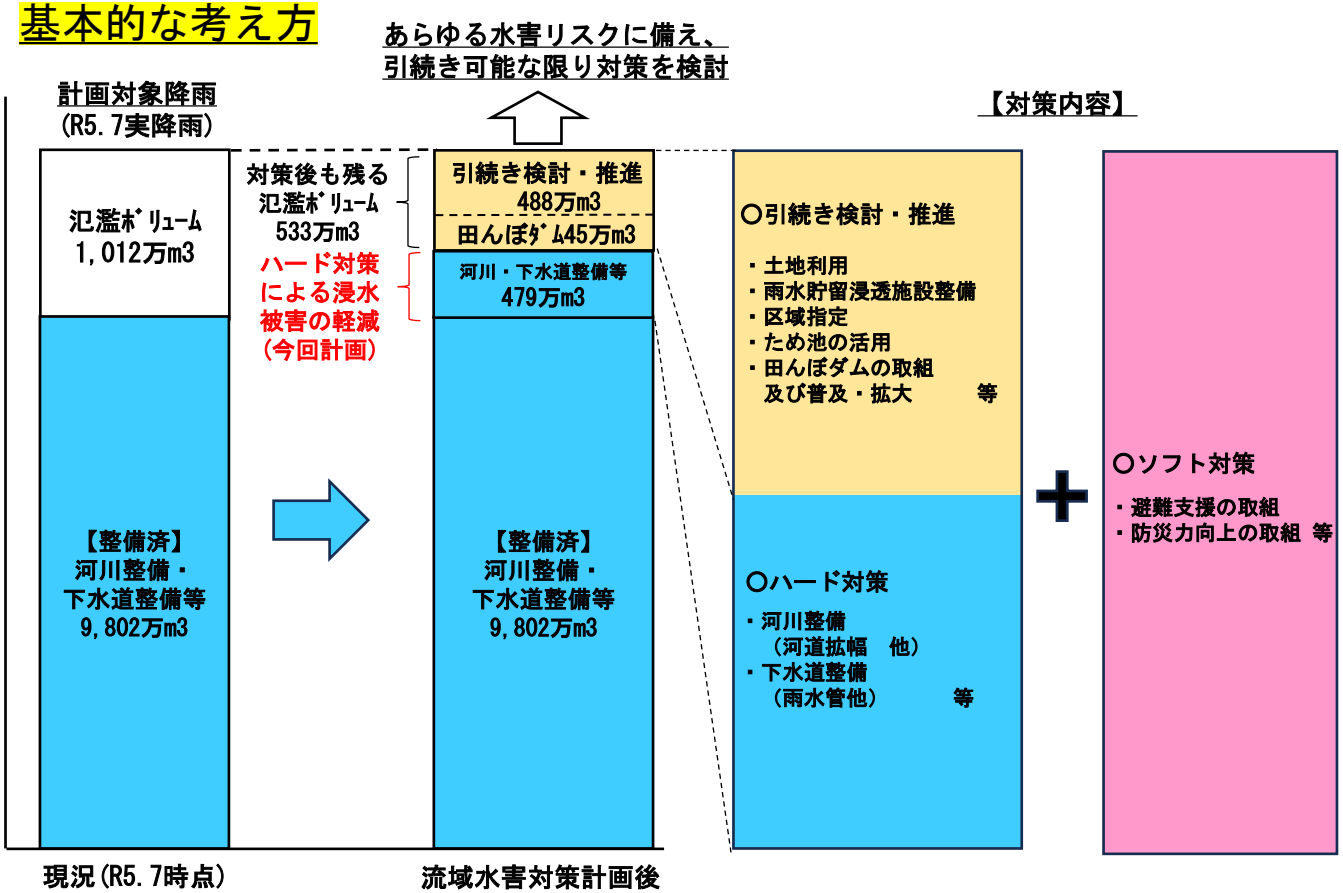
（3）流域水害対策計画素案の内容

○第２章　特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針

第１節　基本的な考え方

・本計画は、令和5年7月14日からの大雨と同規模の降雨による浸水被害を大幅に軽減することが目標。
・都市化が進み、水害リスクの高い社会的・地形的要件に加え、近年の地球温暖化に伴う気候変動等の影響による豪雨災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川整備や下水道整備を加速する。
・流域対策についても雨水貯留施設の整備やポンプ場の整備に加え、水田貯留、土地利用規制の活用などにより、浸水被害対策のさらなる深化を図る。

基本的な考え方



◇具体的には

- 河川整備により、河川からの溢水・越水を防止する
- 下水道整備に加え、流域全体については、雨水貯留施設やポンプ場の整備、その他の流域対策の一層の推進により、内水氾濫による浸水被害を軽減する
- ハザードマップ等による水害リスクの把握、土地利用における工夫、貯める対策の推進、避難支援等のソフト対策の実施により、流域内住民等の安全の確保を図る
- 旧雄物川流域水害対策協議会を通して、情報収集や取組の検討等を行う
- 人命を守り、経済被害の軽減に取り組む

（3）流域水害対策計画素案の内容

（参考）対策後も残る氾濫ボリュームへの対応イメージ（引続き検討・推進事項）

・現状では、本計画に基づく対策が完了した後も約488万m3の氾濫ボリューム（田んぼダム除く）が残るため、引続き浸水被害への対応を検討していく。
・土地の利用状況により、必要な浸水被害対応が異なるため、建物の有無（可住地と非可住地）と家屋浸水の区分（床下浸水以上と未満）を参考に、解析結果を被災形態別に細分化した。
・分析の結果、特に可住地部の浸水被害（約58万m3）については、優先して対応していく必要がある。

対策後も残る氾濫ボリュームの考え方

引続き検討・推進
～対策後も残る氾濫ボリューム～
488万m3

被災形態別に細分化

床下以上の氾濫量
可住地 58万m3

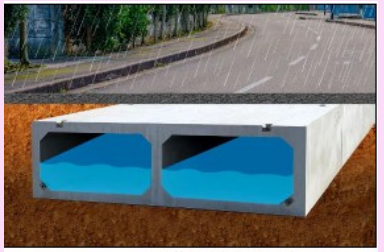
床下以上の氾濫量
非可住地 315万m3

床下未満の氾濫量
115万m3

○引続き検討・推進
～可住地部の氾濫～

（例）

・土地利用
・雨水貯留浸透施設整備
・下水道整備（雨水管）　等



公共施設(道路･緑地帯)の地下へプレキャスト製品による貯留槽整備のイメージ
※地下埋設物の移設が必要

○引続き検討・推進
～非可住地部の氾濫～

（例）

・区域指定
・ため池の活用
・田んぼダムの普及拡大　等

田んぼダムに対応した田面排水枡・水位調整板のイメージ



ほ場整備工事の状況

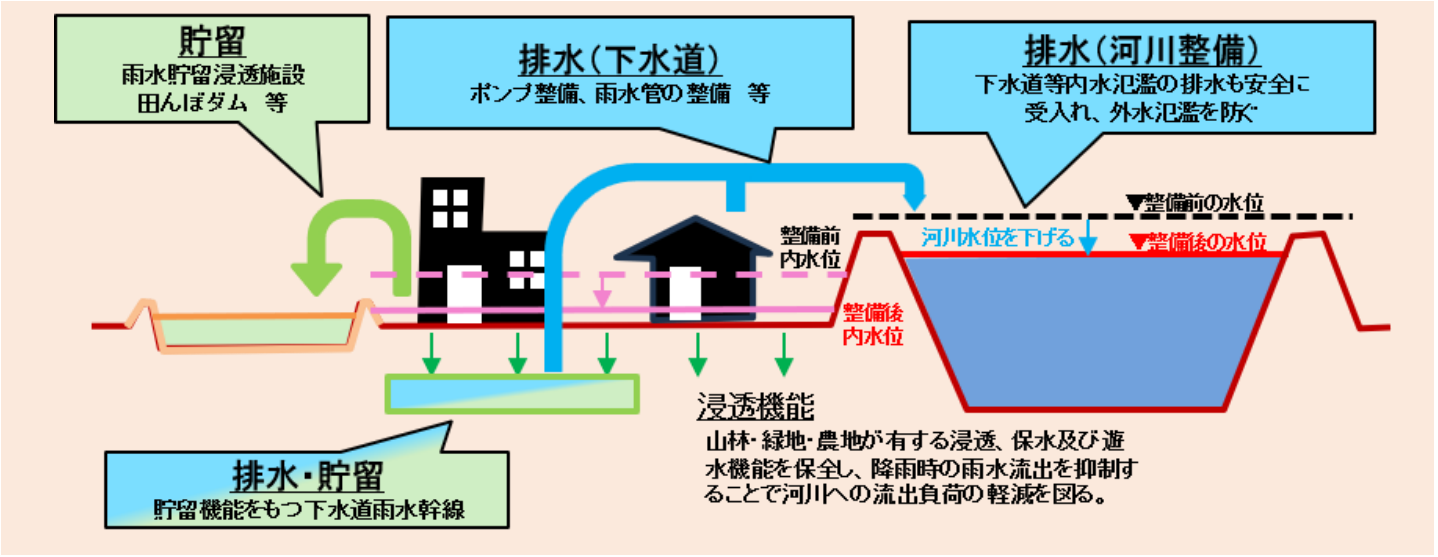
【本計画における浸水深の定義】
・床上浸水：50cm以上
・床下浸水：20cm以上50cm未満
※床下浸水が発生する浸水深は、家屋形状等により異なるため、今回は、関係する手引き等を参考に20cmと設定

浸水深が20cm未満の浸水。床下未満でも地形の凹凸等により解析最小単位以下の範囲で床下浸水が発生する可能性もあるため、ソフト対策やフォローアップにて引続き対応する。

（3）流域水害対策計画素案の内容

◇対策のイメージ

※下水道施設が整備されている下流の秋田市中心部を本計画の代表イメージとして示したもので、河川整備により外水氾濫を防止し、加えて各種対策の実施により、河川水位や内水位を低下させて浸水被害を軽減する目標を表現しています。
そのため、場所によっては地形やインフラの整備状況等の影響により、対策イメージと異なる場合もあります。



◇流域治水のイメージ

3つの視点から総合的かつ多層的な対策を講じる

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策
② 被害対象を減少させるための対策
③ 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策



（3）流域水害対策計画素案の内容

○第２章　特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針
第２節　計画期間

計画期間は、整備計画（県）、下水道計画（秋田市）、都市計画（秋田市）の計画期間を考慮したうえで、治水対策の基本となる河川整備計画の計画期間に合わせ、計画対象降雨に対し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策による浸水の解消又は軽減する効果を発現させるために必要な期間として、令和8年度から概ね30年間を設定する。

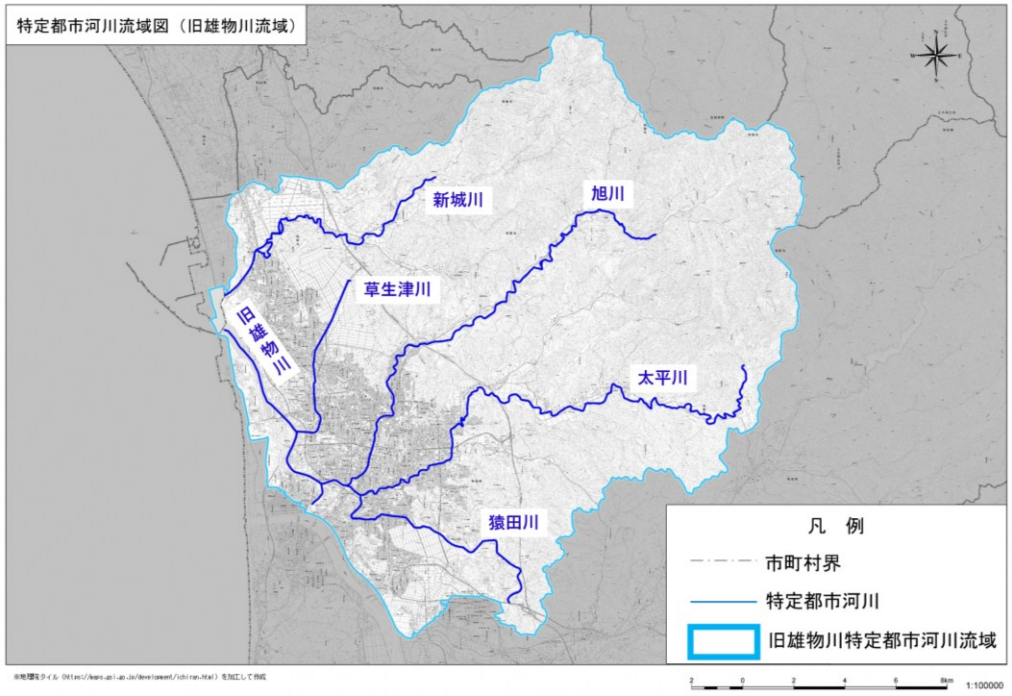
旧雄物川流域水害対策計画の計画期間等

分野	計画対象	策定主体	策定年月	計画期間等
河川	秋田圏域河川整備計画	秋田県	令和8年○月 ※変更計画策定中	概ね30年間
	雄物川水系流域治水プロジェクト2.0	国交省 秋田県 市町村	令和6年3月	概ね30年間
	雄物川下流圏域水災害対策プロジェクト	国交省 秋田県 秋田市	令和5年11月	概ね10年間
下水道	秋田市上下水道事業基本計画	秋田市	令和7年3月	概ね5年間
	秋田市公共下水道全体計画	秋田市	令和7年3月	20年間
都市計画	第7次秋田市総合都市計画	秋田市	令和3年6月	概ね20年後
	秋田市立地適正化計画	秋田市	平成30年3月	概ね20年後

（3）流域水害対策計画素案の内容

○第２章　特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針
第３節　計画対象区域

計画対象区域は、旧雄物川特定都市河川流域全体とし、河川対象区間は、特定都市河川指定区間である旧雄物川、旭川、太平川、猿田川、草生津川、新城川の県管理区間下流端から上流端までとする。



特定都市河川流域に指定される範囲及び河川

河川対象区間

河川	上流端	下流端
旧雄物川	左岸：秋田市新屋字新屋船場町37番７地先 右岸：秋田市茨島三丁目19番地先	日本海
旭川	左岸：秋田市仁別務沢国有林８林班ち小班地先 右岸：秋田市仁別務沢国有林８林班ち小班地先	旧雄物川への合流点
太平川	左岸：ムツシ沢の合流点 右岸：ムツシ沢の合流点	旭川への合流点
猿田川	左岸：秋田市上北手古野字脇ノ田234番地先 右岸：秋田市上北手古野字大繋沢100番２地先	太平川への合流点
草生津川	左岸：秋田市下新城岩城字糠塚319番２地先 右岸：秋田市下新城岩城字糠塚320番地先	旧雄物川への合流点
新城川	左岸：秋田市上新城小又字脇野田99番地先 右岸：秋田市上新城白山字白山39番地先	旧雄物川への合流点

※特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第３条第４項及の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を指定（令和6年11月8日　秋田県告示第507号）

（3）流域水害対策計画素案の内容

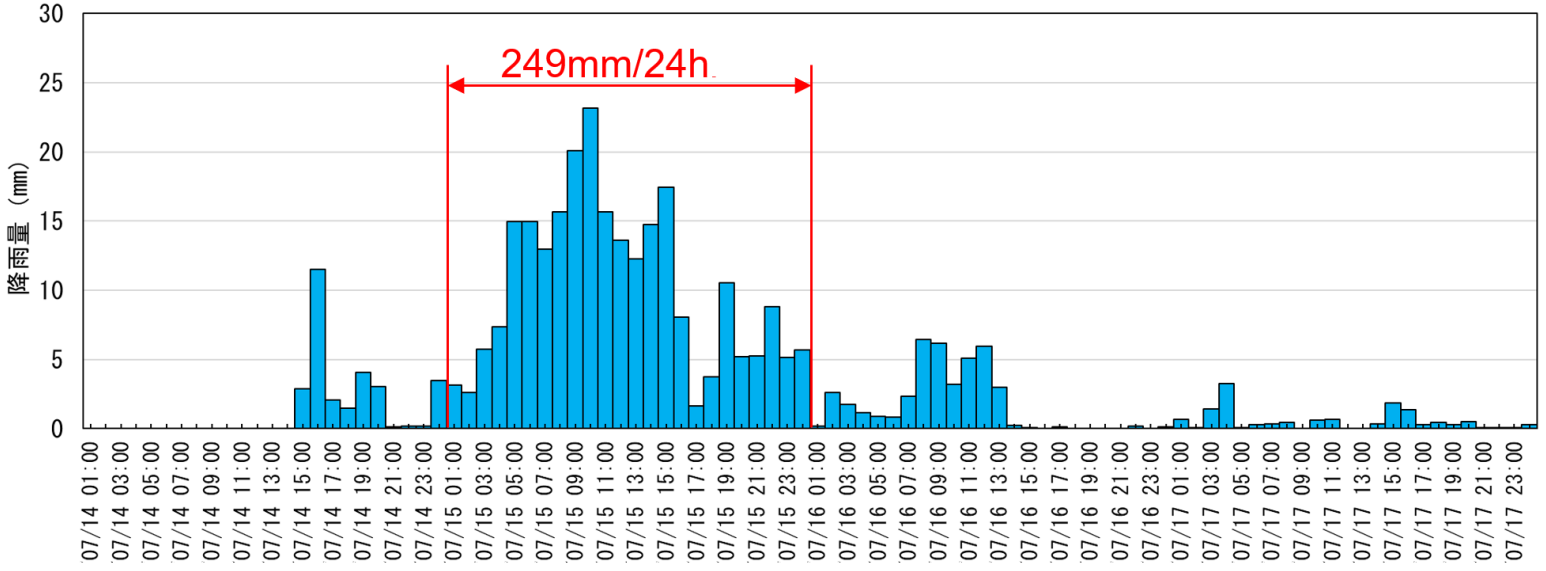
○第２章　特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針

第４節　特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨

流域全体で都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）を令和5年7月14日からの大雨(24時間雨量249㎜)と定め、河川整備のほか、公共下水道整備、雨水貯留施設の整備、排水ポンプ増設等や流域における貯留機能の保全、また防災教育・広報等のソフト対策等を一体的に進めることにより、流域内住民等の安全の確保を図る。

都市浸水の対象降雨

降雨規模	降雨量	備考
令和5年7月14日からの大雨	249mm/24h	旧雄物川流域平均雨量

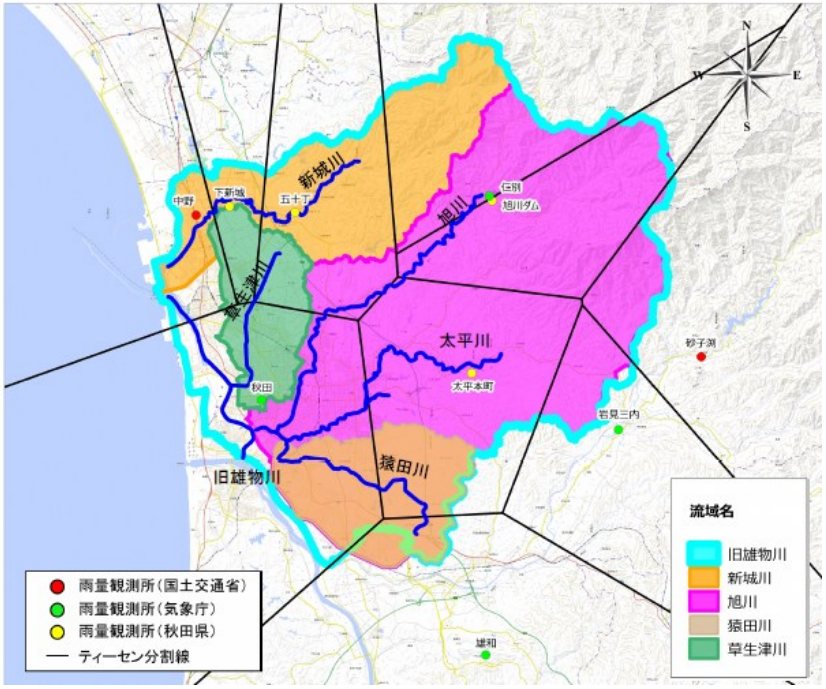


計画降雨波形（旧雄物川流域平均雨量）

（3）流域水害対策計画素案の内容

（参考）現行河川整備計画との関係性について

・令和5年7月14日からの大雨を統計的に分析すると、旧雄物川流域では“１００～１５０年に一度の大雨”に相当する規模である。（観測期間：1976年～2024年で統計評価）
・旭川流域（旭川、太平川）及び猿田川流域では、河川整備計画の計画流量を超える規模の洪水となる。
・草生津川流域及び新城川流域では、河川整備計画規模未満であり、整備後は安全に流下可能となる。
・近年の気候変動の影響等から既往最大の被害となったことから、実際の降雨を計画対象とした。
・本計画では、整備計画規模までの河川整備を行い、それでも残る浸水は流域治水の取組にて対応。



流域平均雨量の算出範囲

○旧雄物川流域における計画対象降雨の評価

	旭川流域	猿田川流域	草生津川流域	新城川流域	旧雄物川流域
1時間雨量（平均）（mm/h）	24	20	22	24	23
2時間雨量（平均）（mm/2h）	43	39	42	45	43
24時間雨量（平均）（mm/24h）	257	199	197	258	249
確率雨量評価（24h雨量）	1/200～400	1/100～150	1/150～200	1/200～400	1/100～150
河川流量（m3/s）	782（旧雄物川合流前）	69（太平川合流前）	54（計画区間下流）	253（島合川合流前）	1,000（河川整備方針）

※河川流量について、氾濫等による低減効果は考慮せず算出

○河川整備計画

	旭川流域	猿田川流域	草生津川流域	新城川流域
河川整備計画整備規模	1/20	1/20	1/10	1/10～15
計画降雨	157mm/24h	157mm/24h	49mm/h	32.9mm/h～49mm/h
計画流量（m3/s）	560（旧雄物川合流前）	60（太平川合流前）	85（計画区間下流）	380～410（島合川合流前）

（3）流域水害対策計画素案の内容

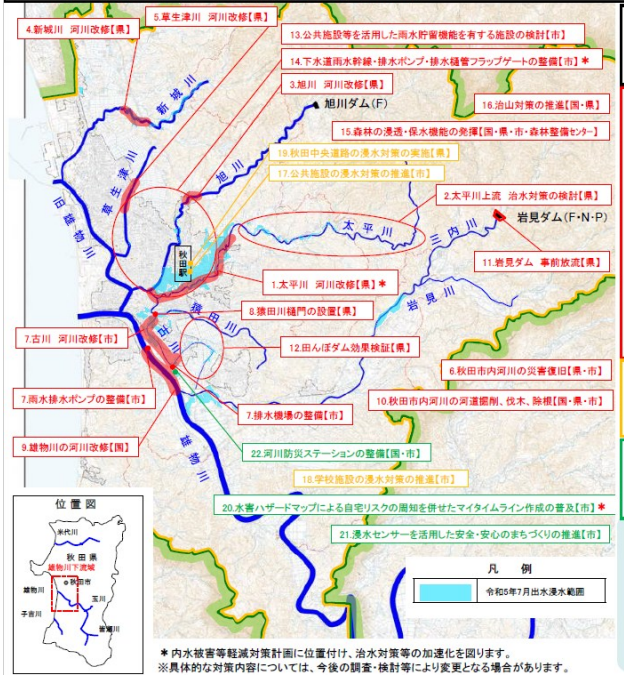
（参考）水災害対策プロジェクト（内水被害等軽減対策計画含む）との関係性について

・今回の流域水害対策計画の目標は、雄物川下流圏域水災害対策プロジェクト（水プロ）と同様“令和5年7月と同規模の大雨による浸水被害を大幅に軽減”することである。
・水プロは、短期間（令和14年度まで）で集中的に行う取組をとりまとめた計画であり、上流域の浸水等カバーできない箇所が残るため、今回は浸水が残る部分の対応を含めて精査と検討を行った。
・内水被害等軽減対策計画では、太平川沿川の市街地部のみを対象としており、今回は旧雄物川流域全体での見える化を実施した。

雄物川下流圏域　水災害対策プロジェクト
～流域のあらゆる関係者が一体となった、安全で安心が確保できる治水対策の推進～

R8.3.11更新

○ 令和5年7月15日からの大雨により、太平川の越水をはじめ秋田市街地の大規模浸水被害が発生したことから、雄物川下流圏域では、国、県、市等が連携し、以下の対策を実施する。
- 国は雄物川の河川改修、県は太平川、岩見川等の河川改修、災害復旧の対策を集中的に実施するとともに、秋田市は下水道の整備や浸水対策の検討を行い、令和5年7月と同規模の大雨による浸水被害を大幅に軽減する。
- これらの推進を図るため、内水被害等軽減対策計画（新規施策）に、太平川の河川改修や下水道施設の雨水幹線、排水ポンプ、フラップゲートの整備、ソフト対策等を位置付け、治水対策等の加速化を図るとともに、「流域治水」の深化に向けて、特定都市河川制度（特定都市河川の指定）を活用した取組を推進していく。
- なお、引き続き被害軽減に向けて浸水対策の検討を行っていく。



＊内水被害等軽減対策計画に位置付け、治水対策等の加速化を図ります。
※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合があります。

■事業期間　令和5年度 ～ 令和14年度
■事 業 費　約671億円【国：約13億円、県：約417億円、市：約241億円】
※このほか、費用が確定した段階で、事業費に追加になります
※事業費については今後変更となる可能性があります
■目　　標　令和5年7月と同規模の大雨による浸水被害を大幅に軽減

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
○河川区域での対策
1.太平川の河川改修【秋田県】＊
2.太平川上流　治水対策の検討【秋田県】
3.旭川の河川改修【秋田県】
4.新城川の河川改修【秋田県】
5.草生津川の河川改修【秋田県】
6.秋田市内河川の災害復旧【秋田県・秋田市】
7.古川の河川改修や排水機場等の整備【秋田市】
8.猿田川樋門の設置【秋田県】
9.雄物川の河川改修【国交省】
10.秋田市内河川の河道掘削、伐木、除根【国交省・秋田県・秋田市】
11.岩見ダム事前放流【秋田県】
○集水域での対策
12.田んぼダムの効果検証【秋田県】
13.公共施設等を活用した雨水貯留機能を有する施設の検討【秋田市】
14.下水道施設の雨水幹線、排水ポンプ、フラップゲートの整備【秋田市】＊
15.森林の浸透、保水機能の発揮【林野庁・秋田県・秋田市・森林整備センター】
16.治山対策の推進【林野庁・秋田県】

■被害対象を減少させるための対策
○氾濫域での対策
17.公共施設の浸水対策の推進（エレベーター施設等）【秋田市】
18.学校施設の浸水対策の推進（受変電施設、空調室外機等）【秋田市】
19.秋田中央道路の浸水対策の実施【秋田県】

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
○氾濫域での対策
20.水害ハザードマップによる自宅リスクの周知を併せたマイタイムライン作成の普及【秋田市】＊
21.浸水センサーを活用した安全・安心のまちづくりの推進【秋田市】
22.秋田地区河川防災ステーションの整備【国交省、秋田市】



古川沿川の住宅地（大住地区）　太平川沿川の県道秋田昭和線（城東十字路付近）

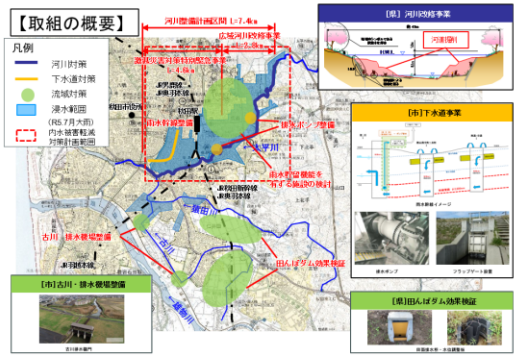
雄物川下流圏域 水災害対策プロジェクト　太平川　内水被害等軽減対策計画　別添1

【計画の概要】
○内水被害軽減の基本方針
浸水被害の危険性が高い地域を集中的に整備
緊急整備により、迅速に浸水被害を軽減
○対象期間
令和6年度～令和14年度
○全体計画額
約　428億円※（県：約360億、市：約68億）
○特定都市河川に向けた見込み
令和6年3月ロードマップ公表。ロードマップに基づき、特定都市河川指定に向けた検討を実施予定
※全体計画額については、今後変更となる可能性があります

位置図



【取組の概要】



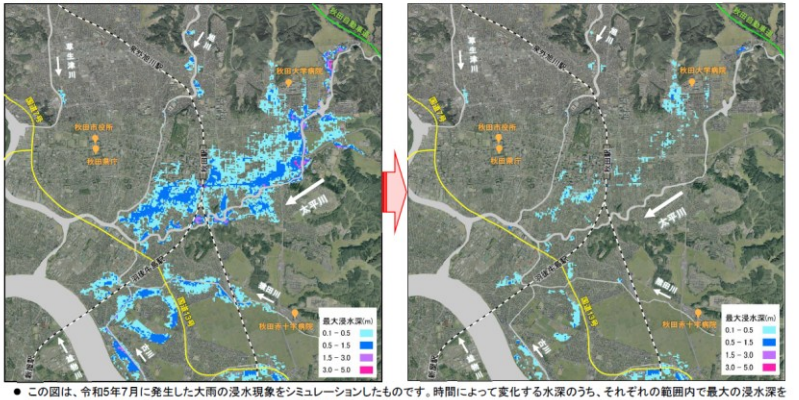
【主な取り組み内容】
○河川対策　：太平川の河川改修（県：約360億）
○下水道対策：雨水幹線、排水ポンプ、フラップゲートの整備（市：約66億）
○ソフト対策　：内水浸水想定区域図作成（市：約2億）
○流域対策　：①特定都市河川の指定
②田んぼダムの効果検証
③公共施設等を活用した雨水貯留機能を有する施設の検討
④公共施設等の浸水対策の推進　など

【推進体制】
雄物川圏域流域治水協議会下流圏域分科会

【取り組みの効果】
令和5年7月と同規模の降雨に対して、概ね10年間で浸水面積の約8割を解消

取り組みの効果（令和５年７月同規模降雨）

■浸水現象の再現結果（浸水範囲）　■対策実施後の計算結果（浸水範囲）



- この図は、令和5年7月に発生した大雨の浸水現象をシミュレーションしたものです。時間によって変化する水深のうち、それぞれの範囲内で最大の浸水深を表示しています。（浸水深10cm未満の範囲は表示していません）
- 旭川、太平川、猿田川、古川、草生津川といった河川からの氾濫（外水氾濫）と、水路や下水道からの氾濫（内水氾濫）の両方を考慮しています。
- シミュレーションには地盤高として、約25m×25mのメッシュデータを用いています。
- シミュレーションの実施にあたっては、小規模な支川の氾濫、氾濫原の微地形、下水道のうち詳細な枝線などを考慮していませんので、この浸水図に表現された範囲以外にも浸水が発生している可能性があります。
- 水害ハザードマップは想定最大規模の降雨を対象としているため、警戒避難については従前どおり水害ハザードマップを参照してください。
- 今後、対策の内容が変更になる場合があります。

（3）流域水害対策計画素案の内容

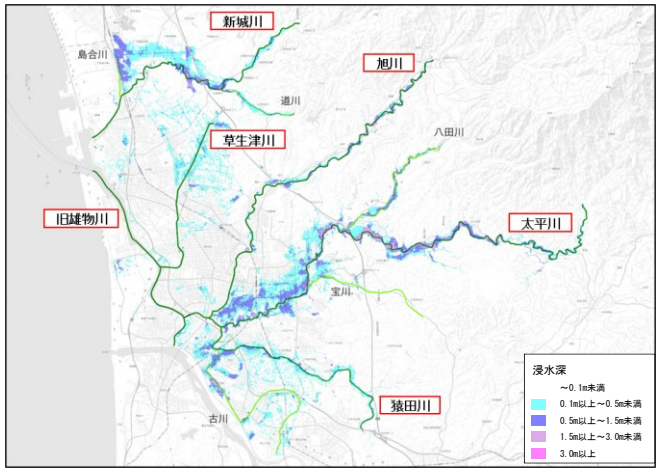
○第３章　都市浸水想定

計画対象降雨（令和5年7月14日からの大雨）が生じた場合に、洪水（外水氾濫）、又は雨水出水（内水氾濫）による浸水が想定される区域、及び浸水した場合に想定される水深や範囲を示す。

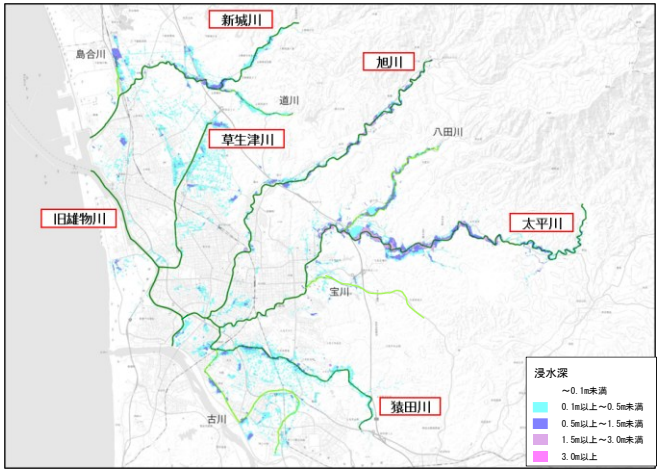
都市浸水想定における浸水家屋数、浸水面積

時点		都市浸水想定（R5.7洪水再現）	ハード整備実施後の都市浸水想定（参考）	
			水災害対策ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ後	流域水害対策計画完成後
浸水戸数（戸）	床上	2,561 ※1	389 （▲85%）※2	155 （▲94%）※2
	床下	2,547 ※1	700 （▲73%）※2	501 （▲80%）※2
	合計	5,108 ※1	1,089 （▲79%）※2	656 （▲87%）※2
浸水面積（ha）		2,370	1,590 （▲33%）	1,280 （▲46%）
うち可住地		860	410 （▲53%）	320 （▲63%）

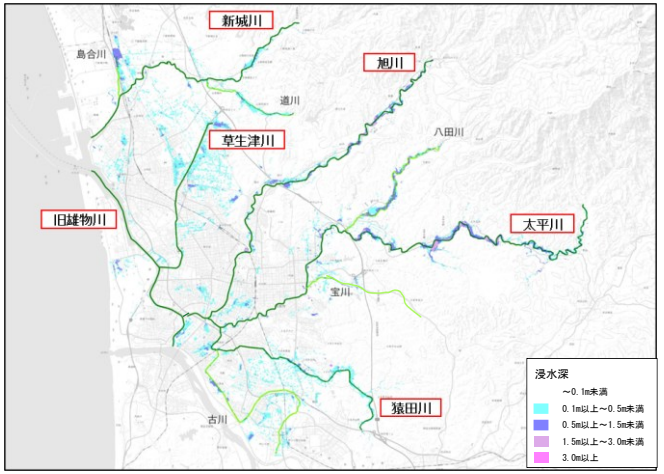
※1都市浸水想定の解析には、秋田市提供の被害認定調査時のデータ（災害類型、座標）に基づく実績値を用いた。座標の取得ができない等の要因で除外したデータがあるため、実際の浸水戸数とは異なる。
※2 ハード整備後の浸水戸数は、上記※1地点(座標)における浸水深(解析結果）により、浸水の判定を行って算出している。



都市浸水想定
（令和5年7月洪水の再現）



ハード整備実施後の都市浸水想定
（雄物川下流圏域水対策プロジェクトに基づく対策完了後）



ハード整備実施後の都市浸水想定
（本計画に基づく対策完了後）

（3）流域水害対策計画素案の内容

（参考）都市浸水想定について

ハード整備後の都市浸水想定に用いた対策（解析条件）は、以下の通り。

	都市浸水想定 (R5.7洪水時点)	ハード整備実施の都市浸水想定（参考）	
		水災害対策プロジェクト	追加対策
河川整備	現況河道	河川整備計画に基づく河川改修	河川整備計画(R8変更)に基づく河川改修
		・太平川(旭川合流点～新竹生橋)	・太平川(新竹生橋～堀内頭首工)
		・旭川(濁川橋上流)	
		・新城川(笠岡橋上流～秋田道付近) ※暫定形整備(治水安全度1/2)	・新城川(上飯島橋～秋田道付近)(1/2→1/10)
			・新城川上流(秋田道付近～湯ノ里川)
		・草生津川(外旭川新橋～五百刈沢橋)	
		・猿田川樋門【河川整備計画対象外】	・猿田川(太平川合流点～JR奥羽本線橋梁)
		準用河川・普通河川における対策	準用河川・普通河川における対策
		・古川の河道改修	・古川、宝川の河川改修(護岸等)
流域対策	現況雨水幹線	雨水幹線、排水ﾎﾟﾝﾌﾟ、ﾌﾗｯﾌﾟｹﾞｰﾄの整備 (駅西地区雨水幹線など)	雨水管等の整備 (川尻総社町、将軍野向山など)
	現況ポンプ場	古川排水機場、古川雨水排水ポンプ場など	田んぼダムの取組(四ツ小屋･仁井田地域)
		止水壁の設置(秋田中央道路の出入口)	

（3）流域水害対策計画素案の内容

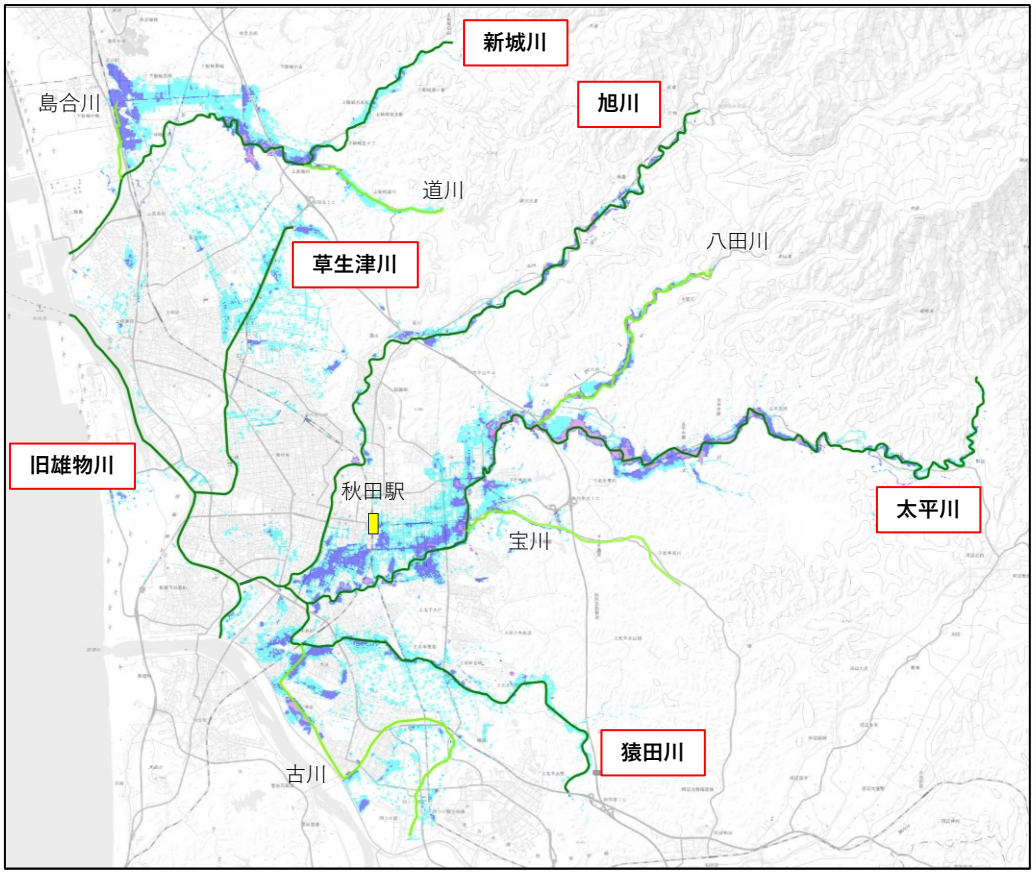
（参考）都市浸水想定と流域水害対策計画対策後の比較

浸水深別

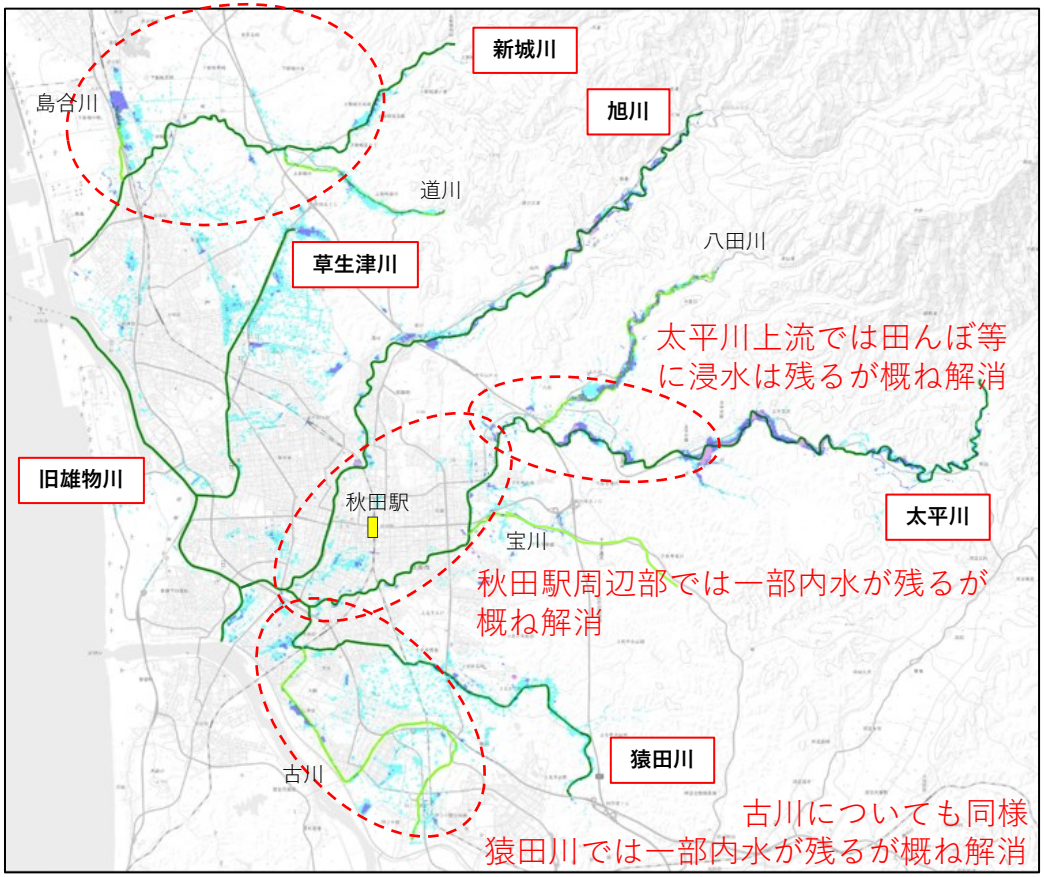
旭川や太平川、猿田川の沿川で床上浸水相当の浸水が一部想定されるが、
全体的には計画に位置づけた対策により、大幅に改善される見込み

浸水深
- ～0.1m未満
- 0.1m以上～0.5m未満
- 0.5m以上～1.5m未満
- 1.5m以上～3.0m未満
- 3.0m以上

新城川では大幅に浸水が減少する



都市浸水想定
（令和5年7月洪水の再現）



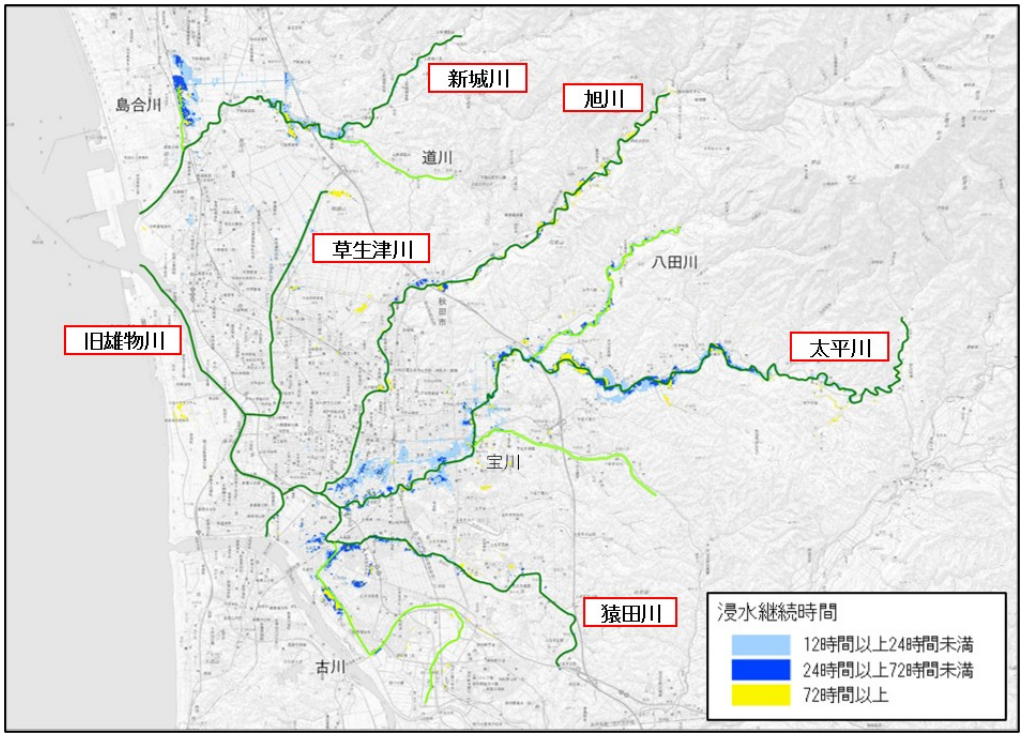
流域水害対策計画に基づく
対策完了後の都市浸水想定

（3）流域水害対策計画素案の内容

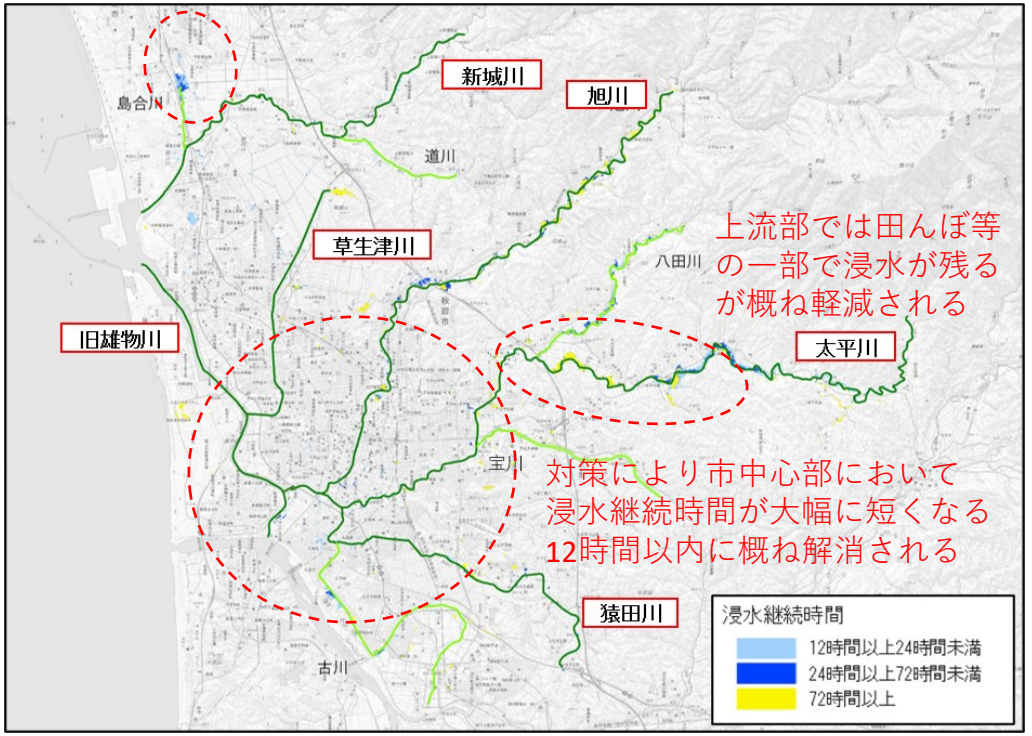
（参考）都市浸水想定と流域水害対策計画対策後の比較　浸水継続時間別

一部区間において、浸水継続時間が長い箇所も一部みられるが、
計画に位置づけた対策により、全体的に浸水継続時間が短くなる見込み
（対策により内水排除能力が向上するため、浸水してから水が引けるまでの時間が短縮）

特に島合川沿川での浸水継続時間が短くなる



都市浸水想定
（令和5年7月洪水の再現）



流域水害対策計画に基づく
対策完了後の都市浸水想定

（3）流域水害対策計画素案の内容

○第４章　特定都市河川の整備に関する事項

第１節　河川工事の目的、種類及び施行の場所

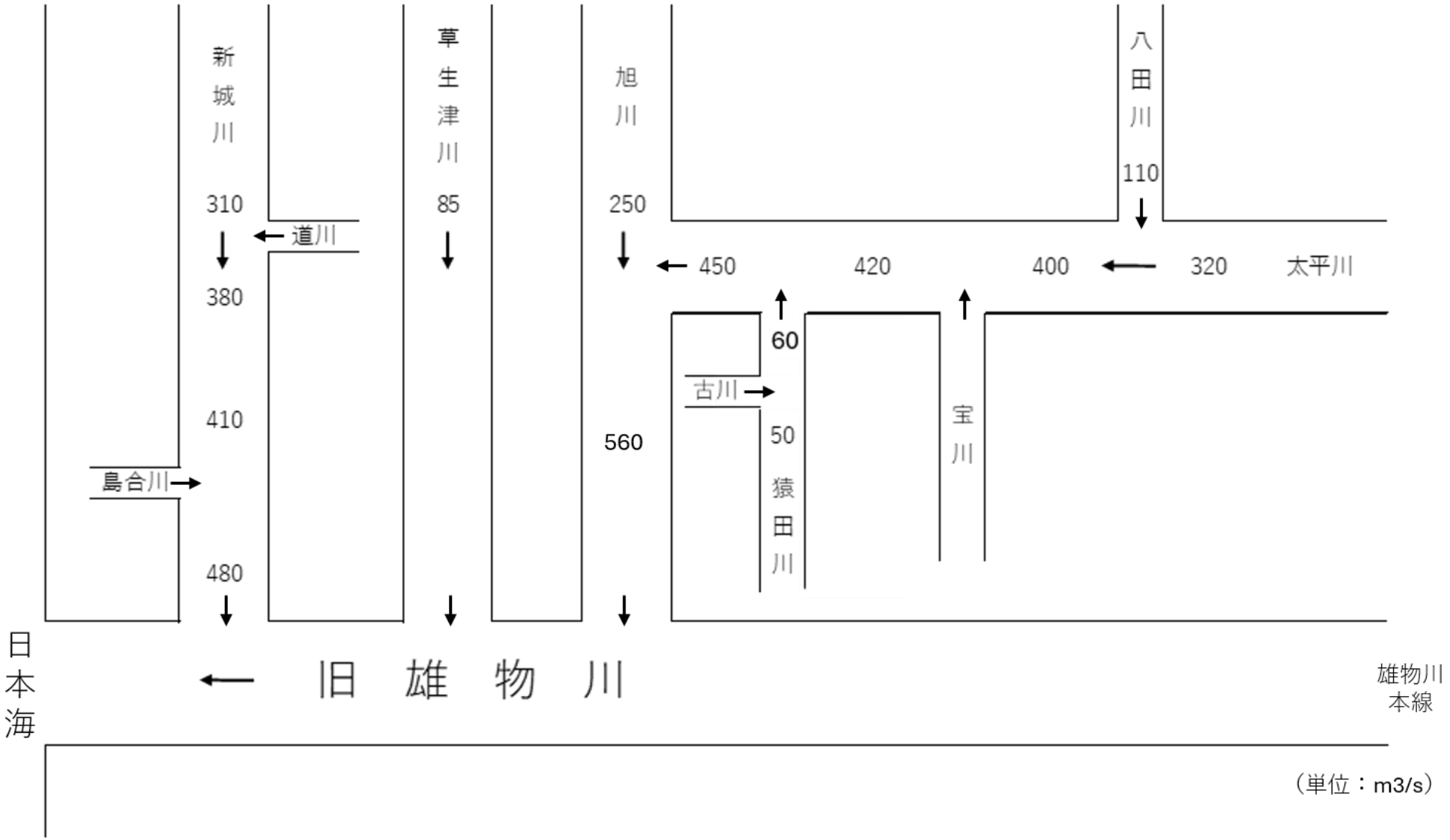
第１項　　秋田県が行う河川の整備

・旧雄物川、旭川、太平川、猿田川、新城川、草生津川（特定都市河川）において、河川の改修を推進する。
・堤防、水門、排水樋管等の河川管理施設の老朽化対策及び河道の浚渫、植生管理等、河川の適切な維持管理にも努める。（流域内の他の県管理河川についても同様）

対象河川及び施行区間　※水災害対策プロジェクトに位置付のある対策（暫定整備含む）（全河川対象の河道掘削、伐木等のメニューを除く）

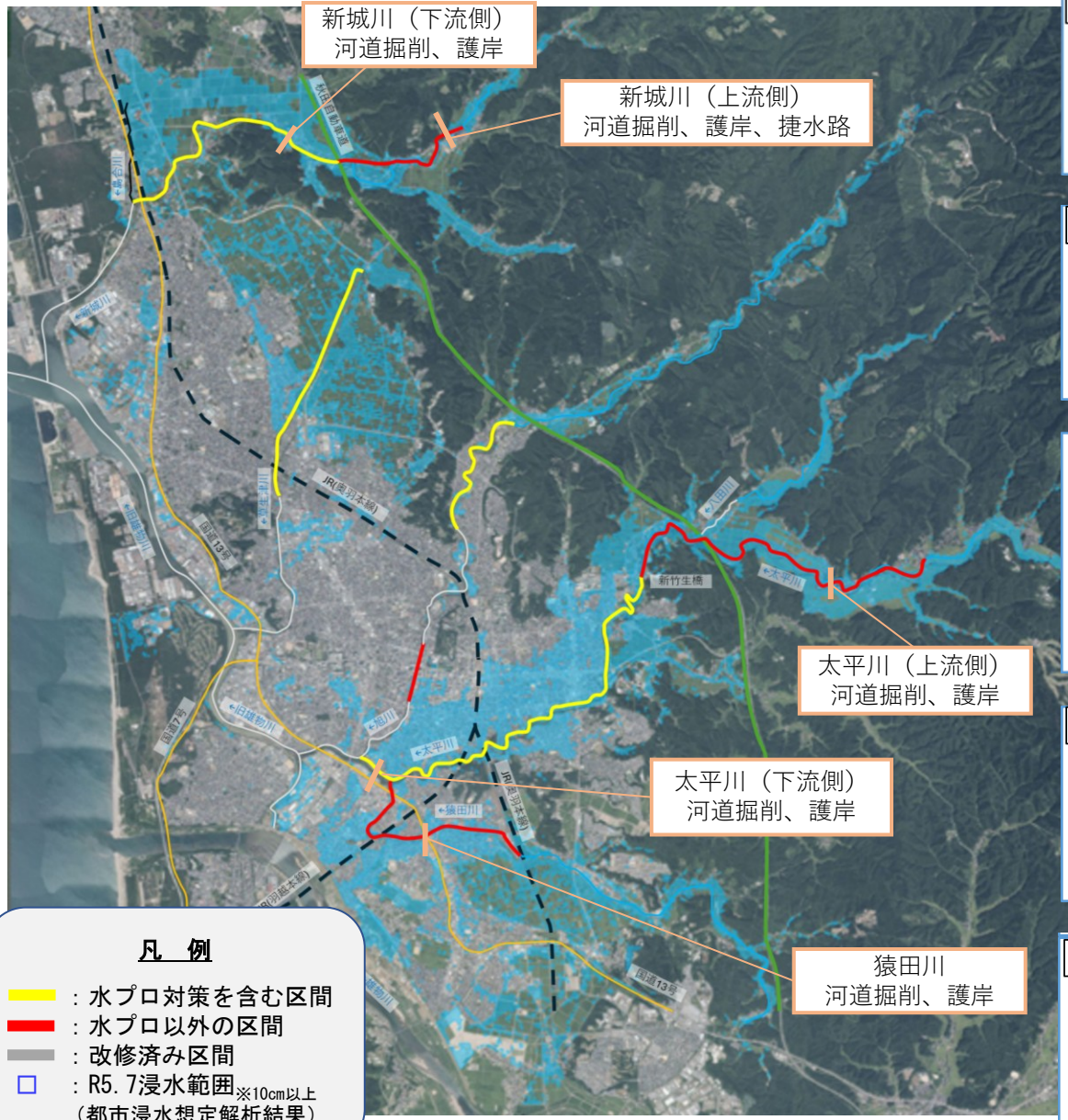
河川	位置	整備内容	区間延長（km）
旧雄物川	河口～雄物川合流点（改修済み）	維持管理（河道掘削等）	9.0
旭川	五丁目橋 ～ 通町橋 新藤田橋 ～ 添川橋※	河道掘削、護岸等	3.5
太平川	旭川合流点～桜大橋付近※	河道掘削、護岸等	4.6
	桜大橋付近～新竹生橋付近※	河道掘削、護岸等	2.8
	新竹生橋付近～堀内頭首工下流	河道掘削、護岸等	6.9
猿田川	太平川合流点～JR奥羽本線橋梁下流	排水樋門、河道掘削、護岸等	3.8
草生津川	草生津川橋～五百刈沢橋※	河道掘削、護岸等	3.9
新城川	島合川合流点～秋田自動車道交差付近※	河道掘削、築堤等	4.7
	秋田自動車道交差付近～湯ノ里川合流点	河道掘削、築堤、捷水路等	2.6

○流量配分図（秋田圏域河川整備計画）



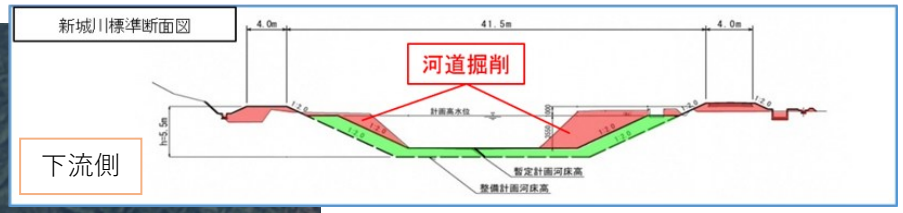
（3）流域水害対策計画素案の内容

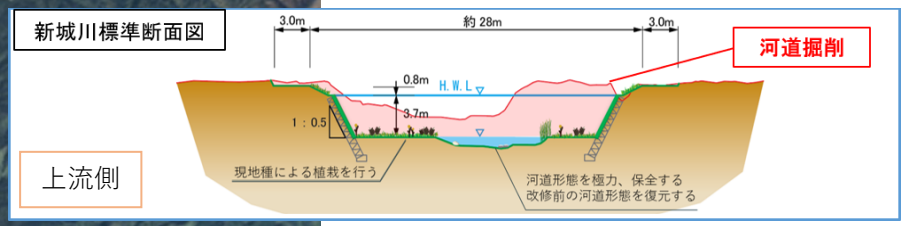
○秋田県が行う主な河川整備箇所

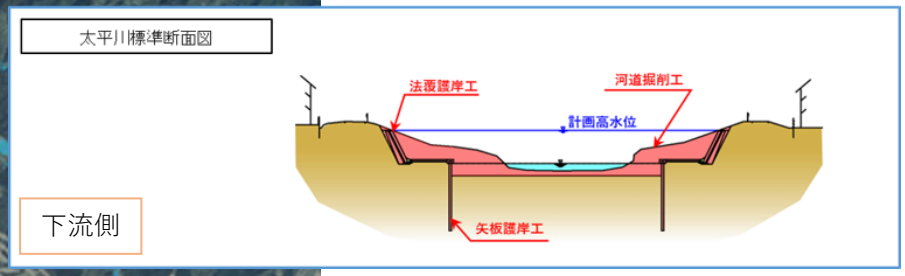


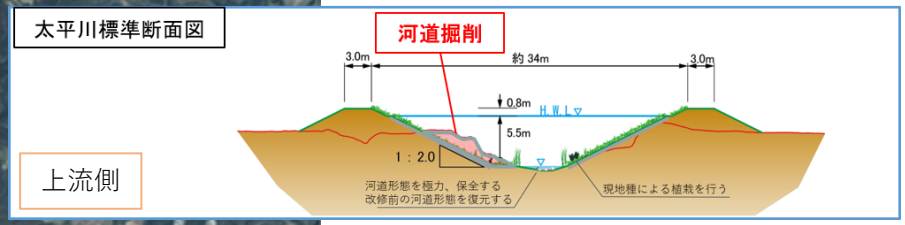
凡　例

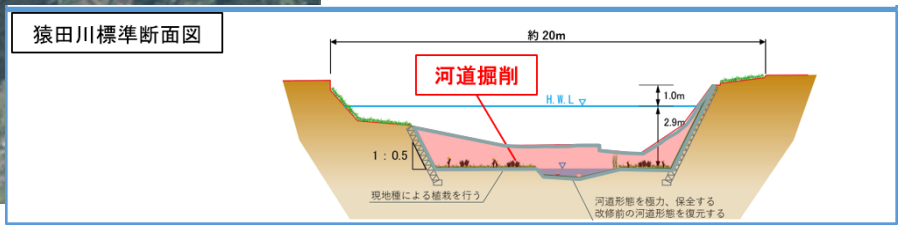
- ：水プロ対策を含む区間
- ：水プロ以外の区間
- ：改修済み区間
- □：R5.7浸水範囲※10cm以上（都市浸水想定解析結果）











（3）流域水害対策計画素案の内容

○第４章　特定都市河川の整備に関する事項

第１節　河川工事の目的、種類及び施行の場所

第２項　　秋田市が行う河川の整備【準用河川および普通河川】

・秋田市が管理する準用河川及び普通河川について、流下能力を確保するため、浚渫及び支障木の伐採等の適切な維持管理に努める。
・既存護岸や堤防・水門・排水機場等の河川管理施設の老朽化対策等を実施する。
・古川流域や島合川上流部など浸水被害が頻発している地区について、国、県その他の関係機関と連携し、浸水被害被害の軽減に向けた治水対策を検討するとともに、必要な対策を実施する。

区分	対象河川	河川数
準用河川	宝川	１
普通河川	白山川、小又川、湯ノ里川、島合川、仁別川、矢櫃沢川、小黒沢川、皿見内沢川、貝ノ沢川、井関沢川、寒川、黒川、大戸川、古川※	１４

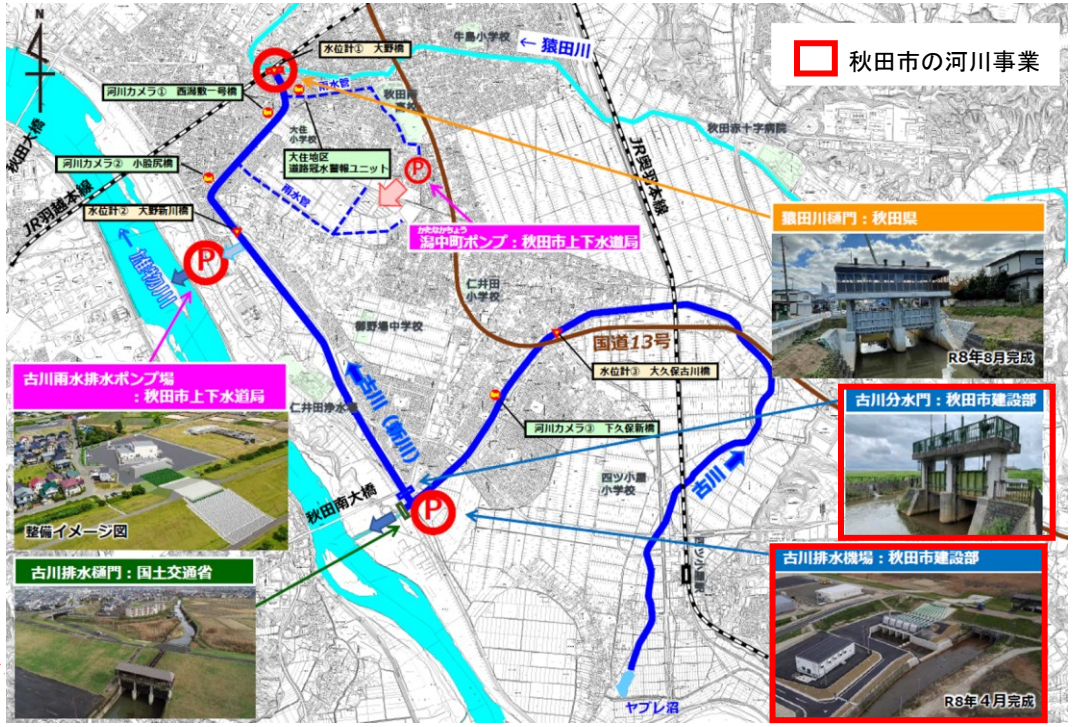
※水災害対策プロジェクトに位置付のある対策
（全河川対象の河道掘削、伐木等のメニューを除く）

写真①（仁井田字新中島）



写真②（島合川上流）





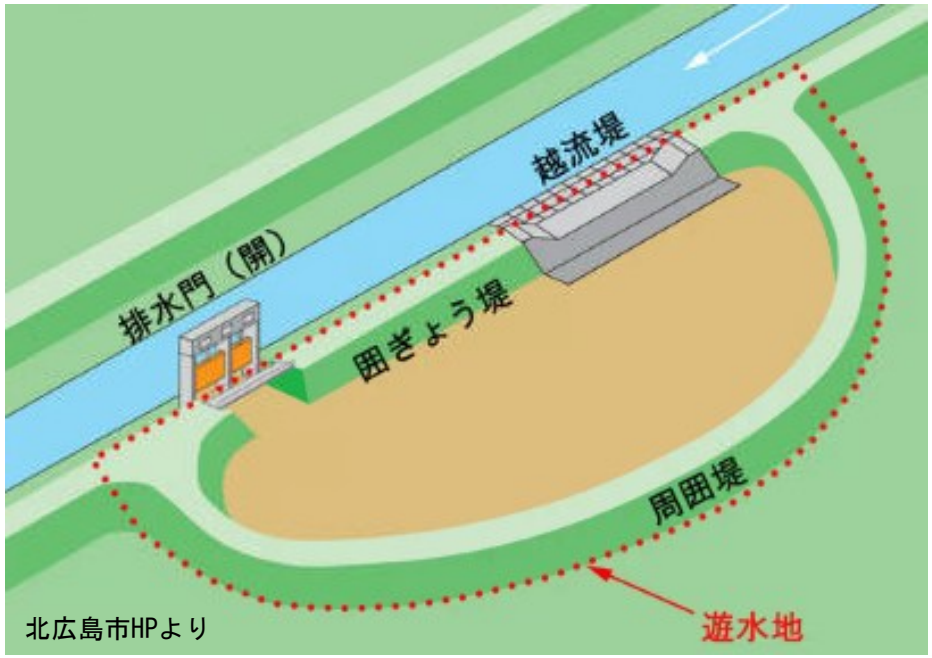
主な河川工事の概要
（参考・古川流域の総合的な治水対策協議会の取組）

（3）流域水害対策計画素案の内容

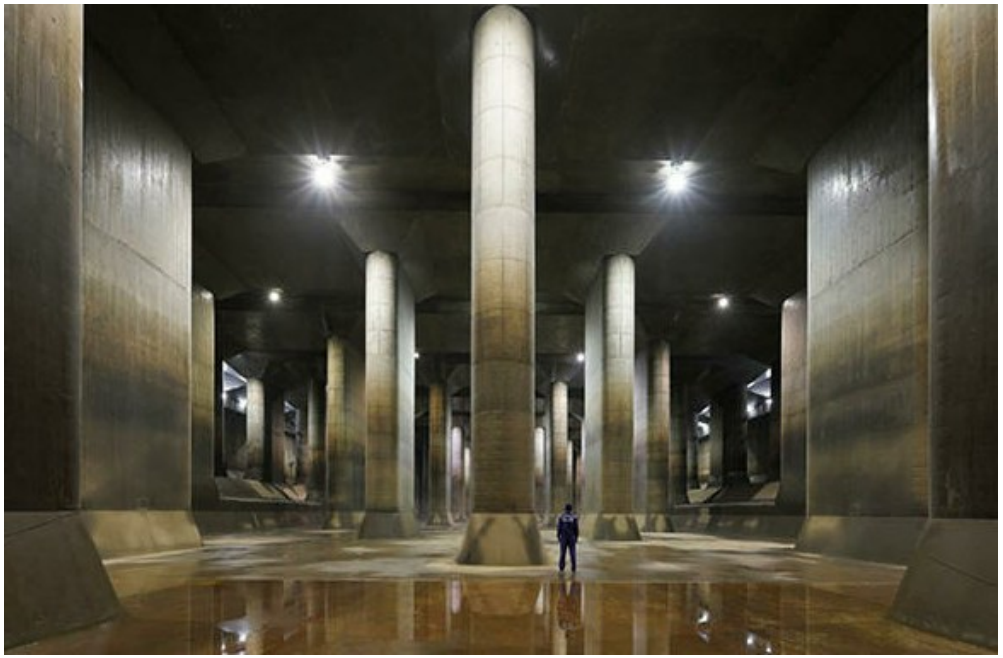
○第５章　特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項

河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備については、今後、必要に応じて検討する。
【現時点では具体の予定なし】

【対象施設の事例】



河川整備計画に基づき河川管理者が設置する遊水地　など



国交省江戸川河川事務所HPより

例　首都圏外郭放水路　調圧水槽

（3）流域水害対策計画素案の内容

○第６章　下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項

秋田市上下水道事業基本計画に基づき、秋田駅西地区において氾濫水を一時的に貯留する機能を備えた雨水幹線管路の整備や、八橋地区において排水ポンプの設置、手形からみでん地区においてマンホールポンプの設置、将軍野地区の整備事業を行い、家屋浸水被害の軽減を図る。

対象下水道施設及び施行区間　※水災害対策プロジェクトに位置付のある対策

下水道施設名	位置	整備内容
古川雨水排水ポンプ場	仁井田新中島地内※	排水ﾎﾟﾝﾌﾟ（容量660.0㎥/分）、導水渠
雨水貯留機能を有する施設の検討	秋田駅南地区ほか※	公共施設等の改修にあわせて雨水貯留機能を有する施設を検討
雨水幹線整備	秋田駅西地区※	雨水管路（φ2600mm、φ600～1350mm）
潟中町ポンプ整備	仁井田潟中町地内※	排水ポンプ（容量12.0㎥/分）
排水ポンプ整備	八橋田五郎二丁目地内※	排水ポンプ（容量60.0㎥/分）
排水ポンプ整備	手形からみでん地内※	排水ポンプ（容量6.4㎥/分）
排水ポンプ整備	広面谷内佐渡地内※	排水ポンプ（容量36.0㎥/分）、ボックスカルバート
排水ポンプ整備	東通明田地内※	排水ポンプ（容量76.0㎥/分）※増強
排水ポンプ整備	広面樋口地内※	排水ポンプ（容量20.0㎥/分）
排水樋門・樋管	広面地区ほか※（太平川ほか）	フラップゲート化
雨水管整備	卸町五丁目地内※	雨水管路（検討中）
雨水管整備	川尻総社町地内	雨水管路（φ1000）
雨水管整備	将軍野向山地内	雨水管路（既設管路の底盤下げ）



主な下水道工事の概要（秋田駅西地区）

（3）流域水害対策計画素案の内容

○第７章　特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項

第１節　雨水貯留浸透施設

- 流域内の雨水が河川へ急激に流入することを抑制するため、公共施設・用地等への雨水貯留施設浸透施設の設置に向けた検討および整備を推進する。【現時点では具体の予定なし】
- 民間事業者に対しては、雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度の周知、開発に伴う防災調整池等の整備の際の更なる雨水貯留浸透機能を付した施設整備の働きかけなど整備促進を図る。

【対象施設の事例】

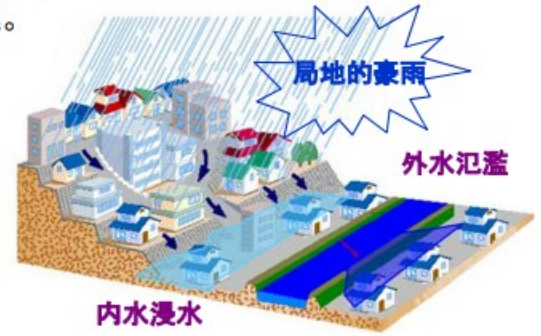


マンションの共有スペースを活用した遊水地

民間事業者の設置事例

出典：公益社団法人雨水貯留浸透技術協会
HP掲載　協会パンフレットより

【目的】
局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、地方公共団体が主体となり流域対策を実施し総合的な治水対策を推進。



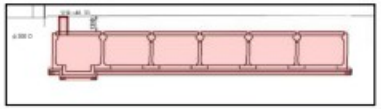
（事例）校庭を活用した流域貯留施設　約900m3



貯留時の様子



（事例）　中学校の敷地を活用した地下貯留施設





（事例）ため池を改良した流域貯留施設



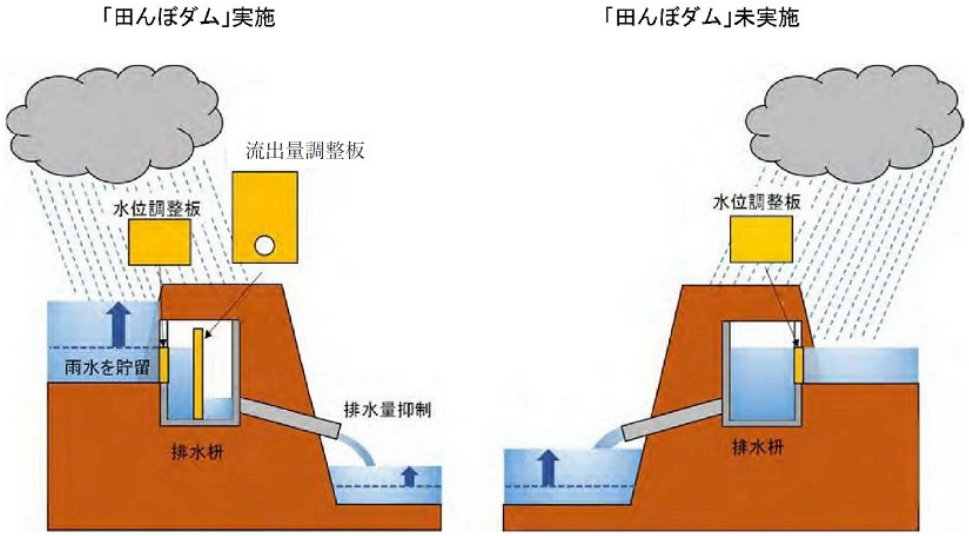
出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会　第３回 資料３ P51 より

（3）流域水害対策計画素案の内容

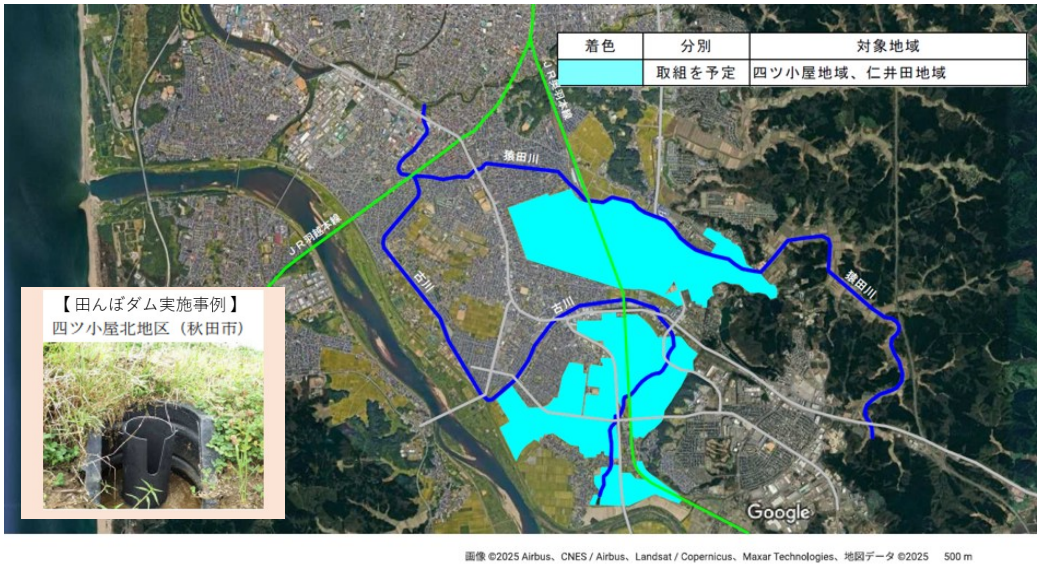
○第７章　特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項

第２節　水田貯留

- 所有者の同意のもと排水口に調整板などを設置することで、一時的に雨水を貯め込み排水量のピークを調整する水田貯留（田んぼダム）を積極的に推進する。
- 水田貯留にあたっては、関係者との連携を図るとともにその効果等についての広報にも努めるものとする。
- 今後も営農者の協力を得ながら田んぼダムの取組の普及・拡大を促進する。



「田んぼダム」を実施している水田のイメージ



田んぼダムの取組エリア

※田んぼダムの取組の一事例

（3）流域水害対策計画素案の内容

○第７章　特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項

第３節　既存の防災調整池等の保水・遊水機能を有する土地の保全

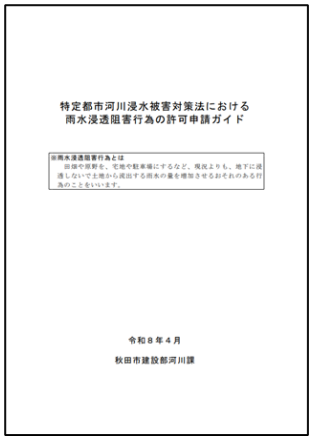
- 防災調整池等の雨水貯留浸透施設は、浸水被害の防止に有効なため、機能保全に努める。
- 雨水の一時的な保水・遊水機能を有する山林・緑地・農地の保全や開発抑制などの協力要請を積極的に実施し、これらの機能の保全に努める。
- 森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、国有林野施業実施計画や、各事業実施主体が森林経営計画に基づき、森林整備を実施する。

第４節　雨水浸透阻害行為の許可等

- 開発等による1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為に対しては、流出雨水量の増加を抑制するための対策工事を義務化し、特定都市河川浸水被害対策法に基づく事前許可制とすることで着実に対策を実施するとともに、その機能の中長期的な維持に努める。







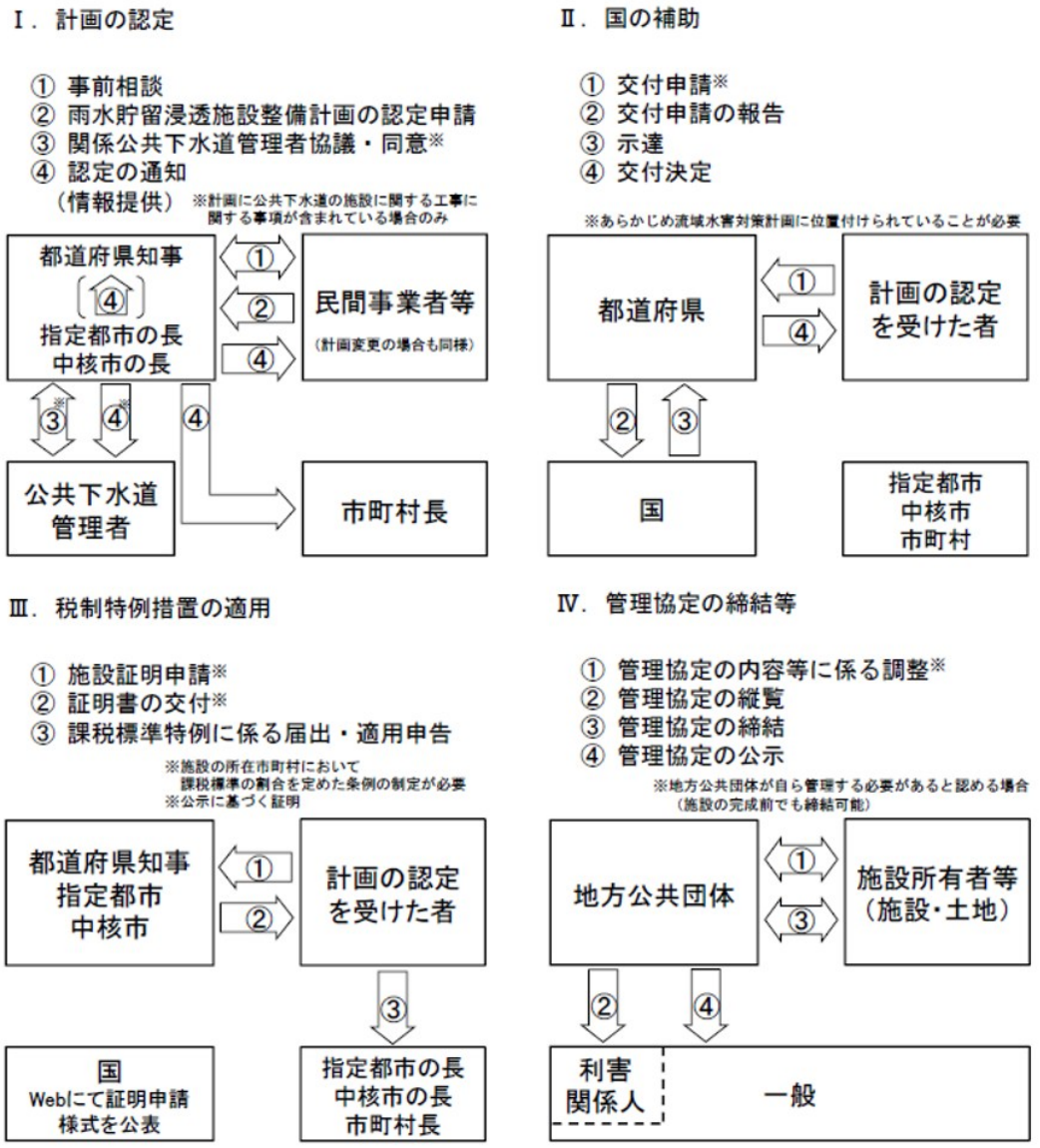


（3）流域水害対策計画素案の内容

○第８章　雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項

・雨水貯留浸透施設（特定貯留量が30㎥以上のものに限る。）の設置及び管理をしようとする民間事業者等（地方公共団体以外の者）は、法の規定に基づき、施設の設置及び管理に関する計画を作成し、秋田市長に計画の認定を申請することができる。

・認定権者である秋田市長は、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の設置に係る検討・整備が促進されるよう、秋田県と連携し、本制度の趣旨等の周知に努めるとともに、民間事業者等からの事前相談の窓口となって対応を行う。



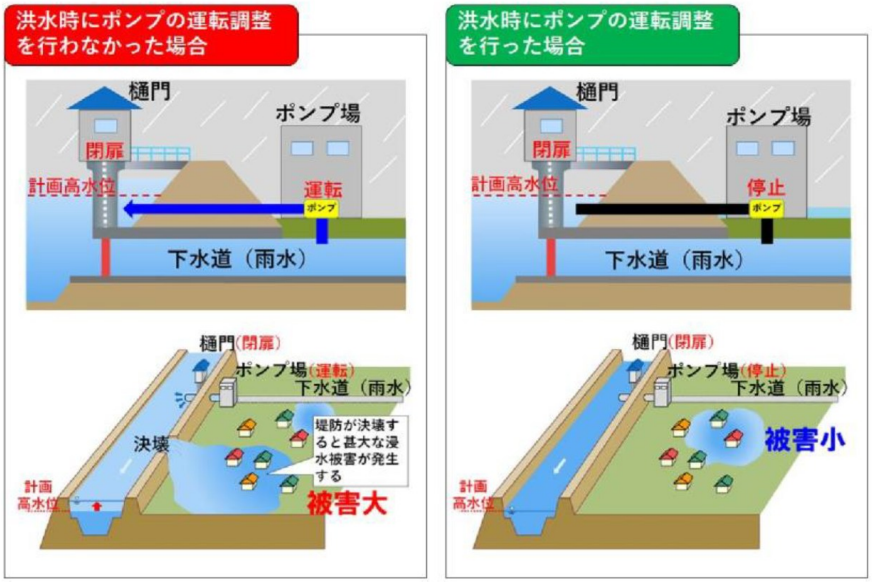
雨水貯留浸透施設整備計画の認定に係る手続フロー
出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和7年3月版）

（3）流域水害対策計画素案の内容

○第９章　下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項

第１節　基本的な運転調整の方針

・現在の河川の整備水準を上回る規模の降雨が発生し、河川からの越水や破堤などで氾濫した場合には甚大な被害の発生が懸念される。
・流域内には、内水排除のための施設が18箇所設置されている。
・外水氾濫のおそれがある場合に被害を助長させないこと、より効果的に都市浸水を軽減し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減させることを目的に、必要に応じて操作規則の見直しや流域全体における浸水被害の最小化を図るための検討を行う。



内水排除ポンプの運転イメージ

出典：大和川流域水害対策計画R4.5　P43

第２節
連絡・指揮体制、情報共有及び住民への周知

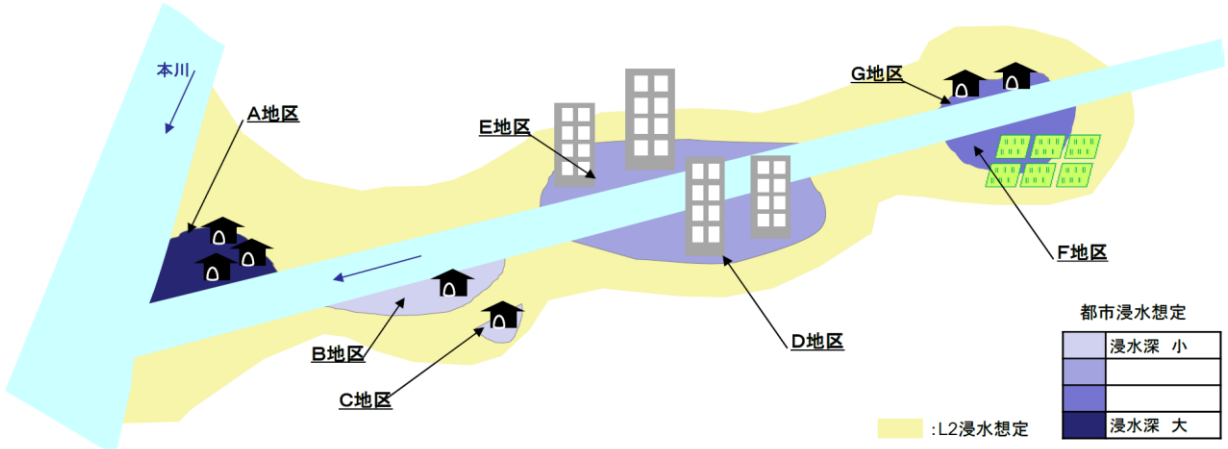
・今後はポンプ場及び樋門をより効率的かつ効果的に機能させるため、関係機関との情報共有体制について検討していく必要がある。

・流域住民への理解と避難時の協力を求めるために、事前の周知を十分に行うとともに、流域住民が避難準備等をできるように、適切な情報伝達等についても検討する必要がある。

○第１０章　都市浸水想定の区域における土地の利用に関する事項

・浸水被害の軽減には、都市浸水想定に加え、雨水出水（内水氾濫）浸水想定区域、過去の浸水実績図などからハザード情報等を把握し、水災害リスクを評価する必要がある。
・今後の状況に応じて、都市浸水想定のブロック毎に、水災害リスクを踏まえた土地利用の方向性を整理し、旧雄物川流域水害対策協議会を通して浸水被害対策を検討していく。
・都市計画などのまちづくりに関する計画等も踏まえ、土地利用の方針について、関係機関との情報共有を図る。

	地区	土地の利用について留意すべき事項	浸水被害対策の検討
(1)	D･E地区	地域の中心地であり人口･資産が集中しているブロックであり、床上浸水による資産の被害リスクが大きい土地である	河川･下水道等の対策を実施し、流域水害対策計画の計画期間内に浸水被害を解消･軽減させる
(2)	A･G地区	想定浸水深が大きいため人命リスクが大きい土地である	浸水被害防止区域に指定することにより、住民等の生命･身体を保護する。
(3)	F地区	農地等として貯留機能を有するブロックであり、下流側の浸水リスク低減に寄与する可能性がある土地である	貯留機能保全区域に指定するなどにより、土地が有する貯留機能を将来に渡って保全する。
(4)	B･C地区	人口･資産の分布が進んでおらず、水災害リスクが比較的小さいブロックであるが、一定の浸水が想定されることに留意すべき土地である	浸水しても被害が軽減されるよう、水災害リスクを周知する。

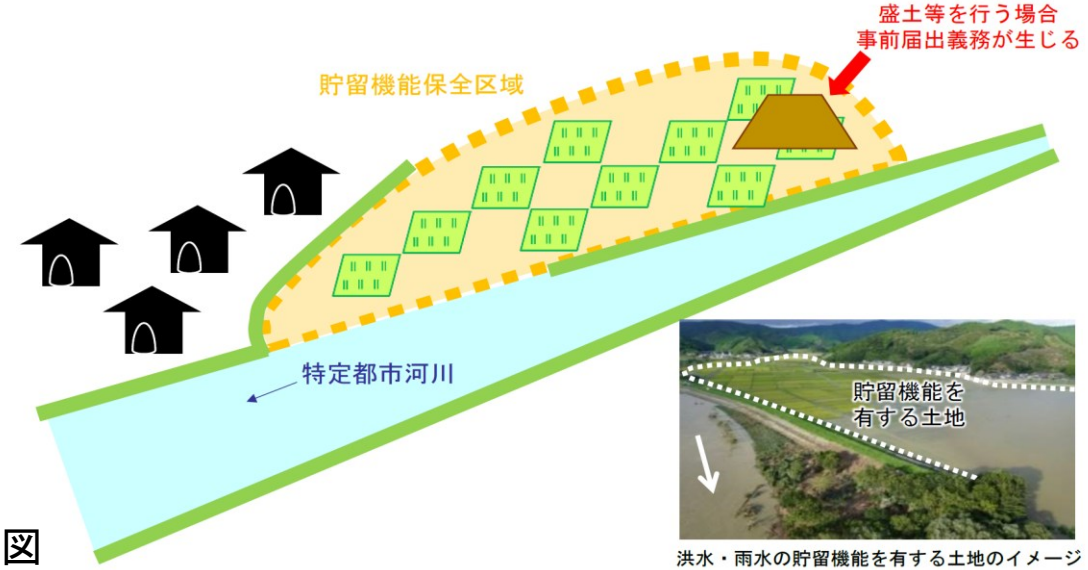


ブロック毎の都市浸水想定及び浸水被害対策（検討のイメージ）

（3）流域水害対策計画素案の内容

○第１１章　貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針
第１節　貯留機能保全区域の指定の方針

- 土地の貯留機能（洪水や雨水等を一時的に貯留し、区域外の浸水拡大を抑制する効用）を将来にわたって可能な限り保全するために、法第53条に基づき指定できるものとする。
- 貯留機能保全区域の指定対象となる土地は、浸水想定において浸水が残る区域を基本とする。
- 候補地は、施設の整備後においても堤防からの越水や暫定堤防からの溢水及び内水等による浸水が想定される区域のほか、水田や未利用地などの貯留機能を有する土地等において、都市施設等の計画や農用地区域の指定の有無、住家の立地等の土地利用状況を考慮した上で選定する。
- 土地の効用等を考慮したうえで、秋田市長が当該土地の所有者の同意を得て指定するものとし、メリットやデメリットを含め丁寧に説明を行い、土地所有者及び利害関係人等の理解促進に努める。



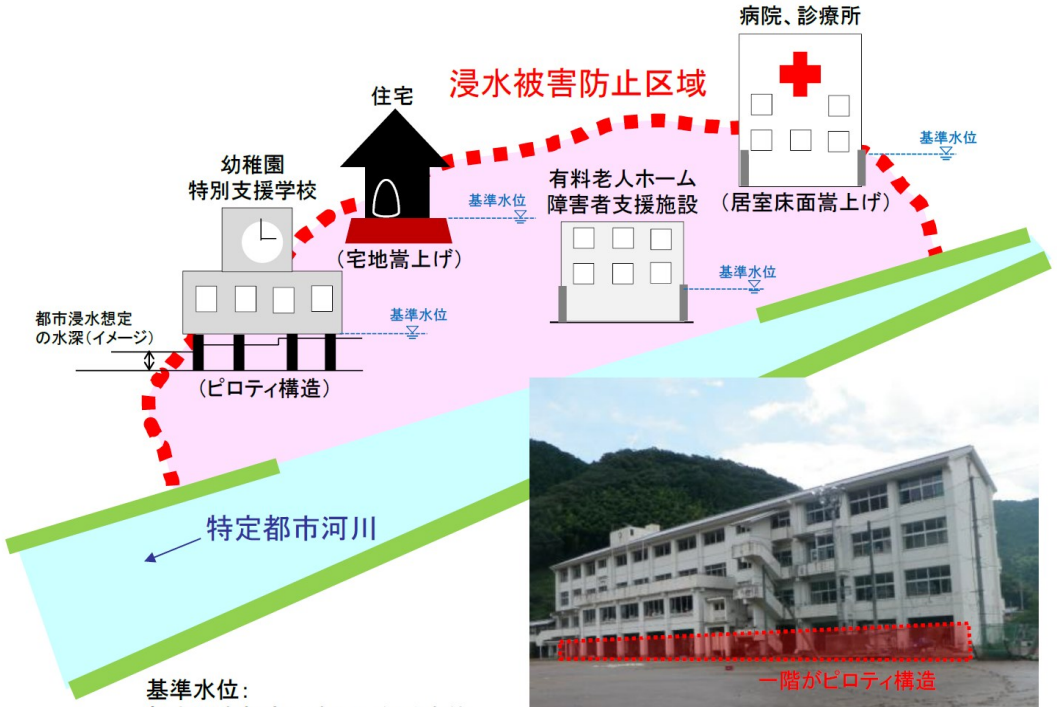
貯留機能保全区域のイメージ図

洪水・雨水の貯留機能を有する土地のイメージ

（3）流域水害対策計画素案の内容

○第１１章　貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針
第２節　浸水被害防止区域の指定の方針

・高齢者等の要配慮者をはじめとする住民等の生命・身体を保護するため、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある土地を法第56条に基づき開発規制・建築規制する浸水被害防止区域として指定できる。
・指定対象となる土地については、都市浸水想定や土地利用形態、浸水実績等を踏まえ、土地利用の方針等を考慮したうえで、秋田県知事が指定するものとする。



ピロティ構造の事例

浸水被害防止区域のイメージ図

（3）流域水害対策計画素案の内容

○第１２章　浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

第１節　リスクコミュニケーションの充実

・関係機関との連携強化に加え、ホットラインによる河川状況の共有やハザードマップの周知、避難計画の作成促進、水災害教育、迅速な水位情報の収集・提供等の取組を推進する。
・今後の急速な人口減少や少子高齢化に伴う自主防災組織の担い手不足や共助機能の低下を見据え、持続可能な地域防災力の維持・向上に向け、取組を加速する。
・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と訓練を徹底し、助言・勧告制度を活用して避難の実効性を高める。



水害対策ガイドブック



水害ハザードマップ活用に関する防災講話の開催

（3）流域水害対策計画素案の内容

○第１２章　浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

第１節　リスクコミュニケーションの充実

ソフト対策一覧表

対　策　名
水害ハザードマップによる自宅リスクの周知（町内会や学校での講習会の開催）
浸水センサー等を活用した安全・安心のまちづくりの推進
防災教育の実施
秋田市立地適正化計画の改訂
迅速かつ確実な避難に関する取組【耳で聴くハザードマップ】
迅速かつ確実な避難に関する取組【秋田県公式LINE、あきた河川メール等】
秋田地方気象台と連携した気象防災ワークショップの開催
平時からのリスク情報の周知と防災教育・訓練等に関する取組
災害の教訓を今後の発災に備えるための取組
内水浸水想定区域図の作成

（3）流域水害対策計画素案の内容

○第１２章　浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

第２節　大規模氾濫に関する減災対策

国や県、市町村等からなる「雄物川大規模氾濫時の減災対策協議会」を通して定めた取組を流域で実施し、地域の安全性をソフト面から向上させていく。

第３節　気候変動に備えた流域治水対策

上記と同様に「雄物川圏域流域治水協議会」を通して定めた「流域治水プロジェクト2.0」や「水災害対策プロジェクト」の取組を実施し、多層的な流域治水対策を進める。

第４節　洪水時及び発災時の情報収集・伝達

- 河川管理者は、洪水発生時、住民の避難判断や行動を支援をするために、洪水に係わる正確な情報をいち早く提供する。
- 情報提供に際しては、様々な媒体を活用するなど、多様な手法で分かりやすい情報の伝達に努める。
- ダム管理者についても、情報提供に際し、受け手の多様性に配慮した上で、適切な情報伝達を図る。

情報収集・伝達ツール
秋田県　防災ポータルサイト
秋田県　河川砂防情報システム
秋田県　公式LINE・河川メール
秋田市　防災ネットあきた
秋田市 防災アプリ（Yahoo!防災速報）
秋田市 防災アプリ（全国避難所ガイド）
国土交通省 防災ポータル
国土交通省 川の防災情報
気象庁 防災情報
気象庁 キキクル

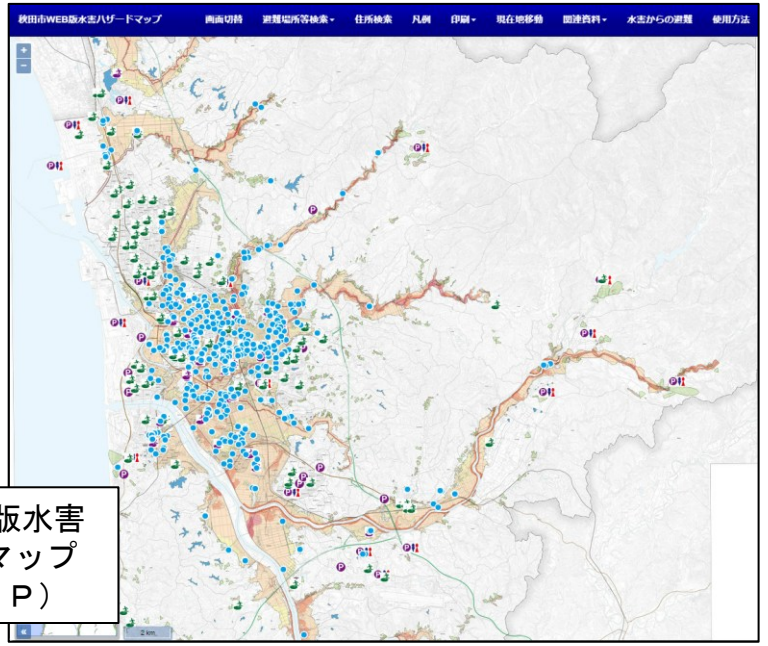
（参考）主なソフト対策

■「耳で聴くハザードマップ」（Uni-Voice Blindアプリ）
携帯電話のGPS機能を利用し、気象情報、標高、洪水リスク、避難場所までのナビゲートなどを音声読み上げアプリ（ユニボイス　ブラインド）を活用して聴くことができます。

※秋田県防災ポータルサイトからも確認、ダウンロードできます。
https://www.bousai-akita.jp/pages/?article_id=646



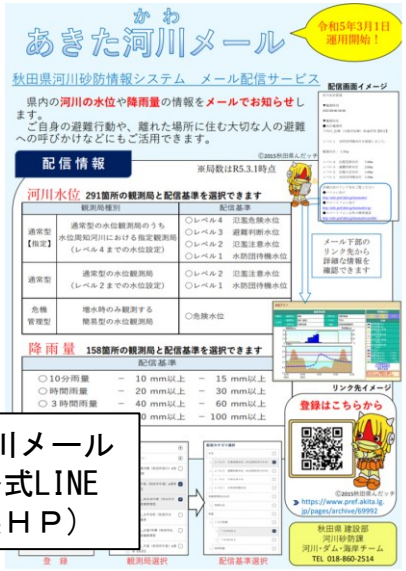
耳で聴く
ハザードマップ
（県総合防災課）



秋田市WEB版水害
ハザードマップ
（秋田市ＨＰ）



秋田県と県内市町村による自主防災組織育成指導者研修会の取組





あきた河川メール
秋田県公式LINE
（秋田県ＨＰ）

（3）流域水害対策計画素案の内容

○第１３章　その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項
第１節　水防活動及び排水ポンプ車、災害時の拠点整備による浸水被害対応

- 水防管理団体は、河川管理者等と協力し、洪水時又は洪水のおそれがある場合、住民等へ注意や避難を呼びかけたりする「水防活動」を行っている。
- 今後も秋田県や秋田市の水防計画等に則り、円滑な連絡調整と水防活動に努める。
- 内水等被害発生時は、各機関が所有する排水ポンプ車を活用し浸水被害の軽減に努めるものとし、平常時から災害に備えることとする。
- 洪水被害を最小限とするため、令和８年度に国と秋田市が防災拠点を設置し、運用を開始。





水防月間リーフレット（国交省HPより）



国交省と秋田市による
災害時の排水作業状況
（秋田市より）



国交省と秋田市による
合同訓練の状況
（秋田市HPより）





河川防災ステーションの整備イメージ

機関名	排水ポンプ車保有台数	排水能力
秋田河川国道事務所	1台	30m3/min
秋田県	3台 （北秋田・秋田・仙北地域振興局に格納）	30m3/min
秋田市	2台	30m3/min，60m3/min

（3）流域水害対策計画素案の内容

○第１３章　その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

第２節　計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応

・想定外の洪水の発生についても可能な限り想定し、特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。（例：R5.9の短時間強雨の場合など）
・その際の被害軽減、早期復旧・復興を目的に、必要に応じ関係機関との連絡調整を図る。
・関係機関と協力して、流域内の土地利用や雨水貯留等の状況の変化等の把握及び治水効果の評価を行うと共に、より多くの関係者の参画と効果的な対策の促進に努める。

第３節　流域水害対策計画の計画管理

・あらゆる関係者との連携を通して、事業の進捗状況などを定期的にモニタリングし、旧雄物川流域水害対策協議会に報告するとともに、効果等を適切に評価する。
・流域における浸水被害の発生状況のほか、人口減少や少子高齢化等の社会状況の変化も踏まえ、必要に応じて、地域住民などの意見を聞き、計画の改善や見直しを行う。

【計画管理項目】※他に必要な事項は④その他に含める

①事業の進捗状況　　≪河川事業、下水道事業及びその他事業の状況≫
②流域内の開発状況　≪流域内の開発箇所及び面積≫
③雨水貯留浸透施設等の整備状況
- 河川管理者等が設置した雨水貯留浸透施設の状況等
- 対策工事で設置された防災調整池の状況等
- ため池を治水利用した場合の状況等
- 水田貯留を実施した場合の状況等